

---

令和元年 第95回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和元年 9 月 17 日（火曜日）

---

議事日程（第 4 号）

令和元年 9 月 17 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第 65 号 美方郡広域事務組合同規約の変更について
- 日程第 4 議案第 66 号 美方郡広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 5 議案第 67 号 新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 68 号 新温泉町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 69 号 新温泉町商店街活性化拠点施設条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 70 号 新温泉町十字谷残土処分場条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 71 号 新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 72 号 新温泉町温泉供給条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 73 号 新温泉町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 74 号 新温泉町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格要件並びに水道技術管理者の資格要件に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 75 号 新温泉町下水道条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 76 号 新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 77 号 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 78 号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第 65 号 美方郡広域事務組合同規約の変更について
- 日程第 4 議案第 66 号 美方郡広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 5 議案第 67 号 新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

- 日程第6 議案第68号 新温泉町印鑑条例の一部改正について
- 日程第7 議案第69号 新温泉町商店街活性化拠点施設条例の一部改正について
- 日程第8 議案第70号 新温泉町十字谷残土処分場条例の一部改正について
- 日程第9 議案第71号 新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 新温泉町温泉供給条例の一部改正について
- 日程第11 議案第73号 新温泉町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第12 議案第74号 新温泉町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格要件並びに水道技術管理者の資格要件に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第75号 新温泉町下水道条例の一部改正について
- 日程第14 議案第76号 新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第77号 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第78号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

出席議員（15名）

1番	池田宜広君	2番	太田昭宏君
3番	岩本修作君	4番	阪本晴良君
5番	森田善幸君	6番	中井次郎君
7番	重本静男君	8番	小林俊之君
9番	谷口功君	11番	河越忠志君
12番	浜田直子君	13番	平澤剛太君
14番	竹内敬一郎君	15番	中村茂君
16番	中井勝君		

欠席議員（1名）

10番 宮本泰男君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲村祐子君 書記 ..... 東康次郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 西村銀三君 副町長 ..... 田中孝幸君  
 教育長 ..... 西村松代君 温泉総合支所長 ..... 太田信明君

牧場公園園長	……………	藤 本 喜 龍君	総務課長	……………	井 上 弘君
企画課長	……………	岩 垣 廣 一君	税務課長	……………	長谷阪 仁 志君
町民安全課長	……………	西 村 徹君	健康福祉課長	……………	中 田 剛 志君
商工観光課長	……………	水 田 賢 治君	農林水産課長	……………	松 岡 清 和君
建設課長	……………	山 本 輝 之君	上下水道課長	……………	北 村 誠君
町参事	……………	土 江 克 彦君	浜坂病院事務長	……………	吉 野 松 樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	……………	宇 野 喜代美君	会計管理者	……………	仲 村 秀 幸君
こども教育課長	……………	長谷阪 治君	生涯教育課長	……………	川 夏 晴 夫君
調整担当	……………	谷 渕 朝 子君	代表監査委員	……………	川 崎 雅 洋君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。第 9 5 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

先週、台風 1 5 号が関東地方を襲い、暴風雨に見舞われました。千葉県の高い地域で電気がとまり、1 週間たった今も復旧に至っておりません。多くの送電線が切断され、電灯も冷蔵庫もエアコンも何もかも使えない日々が続いています。情報伝達手段として、携帯電話やスマホ、テレビはもちろんのこと、行政防災無線さえも使えなくなったと聞いております。

文明が進めば進むほど、天然の猛威による災害がその激烈の度を増すと昭和初期に訴えた物理学者がいたそうです。交通網、電線や情報網が張りめぐらされた時代における災害の大きさを目の当たりにすると、まさにそのとおりだと衝撃を受けております。その脆弱さが露呈したものと言えます。

この町も他人事ではありません。台風や豪雨などの自然災害の危険は隣り合わせです。もしものときに備えはどこまでできているのか、行政は、議会は何をしなければならぬか、迅速な対応が求められていると思います。

さて、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われておりますので、その結果報告並びに提出議案であります条例改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。議員各位には、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆さん、おはようございます。定例会第 4 日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

休会中には、それぞれの委員会におきまして、課題及び懸案事項への御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今月は高齢者保健福祉月間ということで、先週11日、敬老祝福事業として、米寿、88歳以上の高齢者のお宅を訪問いたしました。最高年齢は104歳であります。また、昨日16日、照来地区及び居組地区の敬老会にも出席をいたしました。高齢の方が生き生きと活動をし、活躍できる住みやすい町であるよう、引き続き頑張っております。

本日の定例会は、報告案1件、条例案12件、事件案2件につきまして御審議をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、第95回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

### 日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る9月5日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務教育常任委員会が9月9日に開かれております。委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務教育常任委員会の報告をいたします。

9月9日、こども教育課、生涯教育課、税務課、企画課、総務課、5課の所管事務調査を行いました。各課とも、質疑、また議論のあったことを中心に報告申し上げます。

まず、こども教育課であります。珍しくといいますか、傍聴者が数名おられました。報告事項は6件であります。

主な議論を紹介いたしますが、今回、委員会資料に、いじめの件数の提出を求めたところであります。早速資料として出させていただきました。そういう中で、不登校といじめ、虐待の関係はあるのかということやら、以前は不登校っていうのは悪であったと、そんなことの内容での質問がありました。現在では不登校と虐待の関係はないということがあります。また、不登校が足が向く場所、来れる場所、集まれる場所、そういうところが今求められていると、そういう居場所というか、そんなことが求められているようがあります。

また、認定こども園のアンケートが出されました。保護者会が自主的に行われたようではありますが、未回答が4割あったと、これについてはどうするのかということがあり

ました。また、もともと町はアンケートの実施を考えていたのか。結果的には6割の6割、要は36%が現位置を求めていると。重要視するなら再調査、回答のなかった分を調査すべきではないかというような質問がありました。保護者会の取り組みで、無記名であったので追跡も難しいということ。町としてはアンケートの実施は考えていなかったと。結果は重要視したい。町長から、世論調査の見方でいえば、見解が違う、誤った考えを考慮願いたいと、そういうようなことがありました。それから、アンケート結果は検討委員会に反映したのかと。また、アンケートの内容で、認定こども園が避難所になればいいというような意見があったようでもあります。それについて、アンケートは保護者会独自で行ったものでありますし、検討委員会の結果の材料の一つとして活用していただきたいと思うと。結果は委員会にそう報告している。大事な意見であり、検討委員会で生かしていただくと、そんな回答でありました。

また、検討委員会の議事録を提出してほしいという意見がありました。改めて検討した場所はあるのか。当初は津波想定から移転改築が始まった。県の発表があったが、信頼できるのかと。現在は遊水地であり、津波や水害において危険地域である。候補地についてもう少し努力してほしい。ハザードマップが31年度事業であるが、いつできるのか、このような質問がありました。会議は非公開でありますので、出せないということ。それから、新しい場所は3カ所ぐらい検討してきたということ。また、検討結果は報告書に掲載するということでもあります。また、津波データについては、データとしては信用できるものであるということ。1,000年に1度も想定しながら判断が必要だが、津波、水につかる、つからないがまちづくりではない。子供の安全を第一に対策を含めて総合的に判断しなければならない。ハザードマップについては来年5月の予定だそうです。

また、大庭認定こども園が置かれている状況にあると。浜坂地域全体での認定こども園のあり方を整理すべきである。途中でとまっているという意見でありました。両園、2年差での建築であり、どちらも改築なりが必要だという現実があると。浜坂を先にしたい。また、浜坂全体の認定こども園のあり方については、教育委員会で論議を継続しておると、そういう内容でありました。

それから、候補地選定の答申と決定はイコールではないと思いますが、確認したいという意見で、報告書が出た後、町として判断し、候補地を選定する、議会にも報告すると、そういう結果でありました。

また、繰り越しの照来小学校エアコン工事が増額になっているということに対して、工事管理で電柱の位置の確定により、電線の積雪による重量を考慮して設計を変更したという内容でありました。

また、浜坂北小学校、味道館の修繕についての調査の要望が委員会でありました。改めて、各学校の状況を確認したい旨、回答があったところであります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

また、協議事項は2件でありました。

(1)番、議案第78号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。地域型保育事業において、幼児保育無償化に伴い所要の改正をするものであります。施行日は本年10月1日、あわせて、新温泉町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部改正、また、町立認定こども園給食費徴収金取扱要綱が同時に制定をされます。

主な議論の部分では、この改正に伴い、適用を受ける新たな申請はあるのかということに対して、毎年支給認定を行っており、今回の改正で特に申請を求める者はないということ。

給食については、調理はどこでやってるのかということ。また、小学生の給食費はどれぐらいかということがありました。給食については各園で行っております。小学校は月額換算で4,800円、今回、無償化に伴う給食費は4,300円、国の基準では4,500円だそうであります。園についてはおやつもあり、4,300円は妥当であると、そういうような見解でありました。採決の結果、賛成多数で承認したところであります。

次に、議案第81号、令和元年度の一般会計補正予算（第2号）であります。認定こども園の園児の増なりがあり、財源内訳の部分で、その他財源内訳11万1,000円は何かということの質問がありました。結果、園児10名の増員になっており、認定こども園保育料と給食費実費徴収金との差額であるという内容でありました。

また、システム改修費の増額についてありました。プール設計費900万円の負担についてですが、当初は内容が未定であった、当初予算段階では未定であったものが確定したと。制度が固まったことに伴って、システム改修が必要になったということであり。財源は県の負担でありますし、プールの設計費については事業完了後に精算されるという内容でありました。

それから、照来小学校塩山地区の送迎業務委託では、起点が公民館になってると。全体として起点の見直しは必要ではないかということがありました。必要性は感じていると、調査、研究はしてみたいと、そういう内容でありました。採決の結果、賛成多数で承認としたものであります。

その他、来年4月から私立高校の授業料が無償化になると、承知しているのかと。浜坂高校対策としてとられるべきではないかということがありました。医療費や通学費の負担について検討すべきと考えていると、そんなことがありました。

次は、生涯教育課であります。

報告事項は6件でありました。

主な議論の部分では、図書館の関係で二人芝居「山の声」という事業があり、申し込みの状況を聞いたところ、二人芝居の申し込みは、昼、夜、各70名で、現在のところは昼が15名、夜が20名。また、同じ内容を浜中、夢中でも公演すると、そういう回答でありました。

加藤文太郎氏の墓の案内板の設置状況について質問がありました。山の会が中心で募金活動をし、設置の予定であったと。がしかし、加藤家から設置しないでほしいという意向が示され、近所の方に迷惑だということがあるようですが、ですから、ストップが、中断しているということでもあります。今後、加藤家の判断で対応したいと、そういう内容でありました。

また、八田コミセンの利用状況が好調であり、その原因はどこにあるかということです。外向けの宣伝に力を入れていると。大阪南港A T C、昆虫だいぼうけんに出品したことやら、山梨県北杜市、オオムラサキセンターに貸し出しをして、外からの誘客を目指していると。内向けには、常時の展示を初め、切れ目なく開催して、八田地域の放送なりを活用して小まめに案内をしているということがありました。

B & Gの指導員が増になっておるが、実績はということに対しては、新規にカヌー教室を開催した、来期は回数をふやして取り組みたいと、そんなことがありました。

協議事項は1件であります。

議案第81号、補正予算であります。時間外手当が増額になっておると、どのような部門なのかということに対して、8月末に全国P T A研修会が兵庫県で開催されて、但馬会場もあったということ、当町は但馬の事務局で、多くの会議が必要になったと。また、スポーツ部門の中で、夜の事務作業が重なったと、そういうことから、根本的に実質、職員が1名減になっているということがあるようであります。下期を見直しながら、見込んで補正をしたということでもあります。

採決の結果、賛成多数で承認となったところであります。

次は、税務課であります。

○議長（中井 勝君） 委員長、ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

午前9時15分休憩

午前9時16分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 戻しますのっていいますと、もともとの協議事項の部分ですか。

○議長（中井 勝君） はい。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） ほかの。戻していただきまして、こども教育課、協議事項の分で2件ありました。いずれも。

○議長（中井 勝君） 全員賛成です。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 全員賛成によって承認としたところであります。

それから、生涯教育、協議事項1件についても、全員賛成で承認としたところであり

ます。

税務課については、報告事項2件ありました。

特に質問がありませんでした。委員会資料を御清覧ください。

また、協議事項1件、補正予算ですが、これについても全員賛成で承認したところがあります。

次に、企画課であります。

報告事項は8件でありました。

主な議論の部分で、ゆめぐりエクスプレスの湯村発が大きく減少しているが、その理由はということがありました。ゆめぐりは砂丘での乗りおりがなくなったことが一番の要因だそうであります。町民バス、岩美乗り継ぎ便とゆめぐりの関係についてですが、岩美乗り継ぎ便は230.7%で大幅に増加しており、14時発、ゆめぐり鳥取発に好影響を示している内容ということがありました。

まちづくり懇談会の部分では、共通して、浜坂高校の通学支援や大型遊具の要望が多くあったということがあります。通学に対して、通学支援はふるさと寄附金を活用して考えたいと。大型遊具は事業費が高額であり、検討は進めていきたいということでありました。また、継続してまちづくり懇談会は実施していきたいと、そういう内容であります。

また、まちづくり懇談会の参加が極端に少ない会場があった。温泉会場だったのですが、懇談会参加が実質8名以下ということがありました。参加した議員も含めて8名だったようであります。集客の方法なりも考えていきたいと、そういうことでありました。

交通対策で、大型店のバス停設置や集落での乗り合いタクシーのような事業はできないかということ。引き続き研究をしていきたいということでありました。

地方創生戦略、KPIがあるが、その設定についてはどのようにしたのかということ、また、この創生戦略の情報共有の範囲はということがありました。27年度地方創生戦略を定め、KPIの基準値は29年度時点での数値をもとに、目標である31年度を目標とした数値目標として設定したものであるということ。情報の共有範囲ですが、推進本部はもちろん、策定時にかかわった協働まちづくり委員会など、状況を報告し、意見をいただいているということでありました。

地方創生戦略で移住定住はゼロ件ということでありました。この件で、移住の定義は決まっているのかということがありました。移住の定義は、相談を受けた事例の結果としております。相談受けて移住した方をカウント1と、そのような方式であります。結果的にはゼロということでありました。

風力発電のその後の状況ですが、風力発電についての会社側の経過の報告が入っていないということがあります。これについては順調ではないというあらわれであると、そんなことを評価しているようでありますし、先進の青森、長崎については、詳細は不明であるということでありました。



おんせん天国にあるドローンの活用ですが、また、ワーケーションの状況を聞きました。ドローンは既に納品されておるが、活用についてはこれからということがあります。ワーケーションはニーズ調査を行っている。さまざまな展開があるが、先行して取り組みたいという思いであるようであります。組織づくりも進めたいということでありました。

温泉活用で、地熱利用の環境省補助があるが、現在停止のバイナリー発電に活用できないかということがありました。廃熱利用であり、バイナリーの修繕には活用できないという結果でありました。

また、がんばる地域事業、春來地区ですが、これに随伴補助4分の1の補助があります。これについて率を上げてはどうかということですが、がんばる地域は稼ぐということも目標にしております。随伴は現行でいきたいと、そういう内容でありました。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次、総務課であります。

報告事項は4件でありました。

主な議論の部分で、今回事件があったが、公有財産の処分の研修というものはしているのかということ、総務課にこの件についての相談はあったのかという質問がありました。財産処分の研修は特に行っていないということ。また、総務課への相談は実質的にはなかったということ、行政財産の所管は各担当課にあるという話でありました。

また、農林水産課の公有財産の事件は、内部でどうなっているのかということ、また、6月の不適切な議会傍聴の懲罰の扱いについてはどうかと。農林水産課の件については、懲罰委員会を開催し、内部調査を行っておるとのこと。処分は今後行う予定であると。また、不適切な議会傍聴の件については、悪意のなかったものであり、懲罰委員会の扱いとしてはしてないということでありました。農林水産課の公有財産の事件については、所管の委員会で報告したいという答弁でありました。

また、懲罰委員会の開催に一貫性がないというような意見もありました。懲罰委員会は戒告以上の処分、懲戒処分が対象としてると。訓告、嚴重注意は対象外であり、桐岡の処分は今後になる予定であると。

それから、行政改革の今後の基本方針で、香美町を例示している部分があると。当町ではできていない、劣っているというあらわれかということがありました。そうではなくて、よいものは取り入れる、新しい視点でという意味であるということでありました。

ふるさと寄附金の使途は、条例改正した後、翌年度、直ちに改正使途で使用できるのかと。これについては、ふるさと寄附金の使途、時期について調査したいということでありました。詳しくは委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件でありました。

(1)番、議案第67号、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部改正と地方自治法の一部改正があり、

特別職の任用及び会計年度任用職員の規定が整備されたことに伴い、制定するものであります。既に制度については全員協議会で事前に説明を皆さんで受けたところであり、条例の対象者は259名であります。また、職員団体との交渉がまとまったことから、町会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が当日配付となり、あわせて説明を受けたものであります。新制度であり、詳しい説明となりました。条例、規則とも、令和2年4月1日の施行となります。また、職員団体との事務折衝なり交渉については、現在6回ほど開催して、双方が確認したところであるということであり、

主な議論の部分で、会計年度任用職員のフル、パートとも時間外勤務を命じることができるのかということに対して、必要によって命令をするということであり、

任命権者の定義についてありました。任命権者の定義と任命権者の権限についての質問であります。基本的には町長が任命権者、しかし、出向先の議会なり教育委員会、農業委員会の長も任命権者となり得るということがありました。

任命権者に権限を付与した表現があるかということに対しては、本町では実質的には同一の扱いとすべきである。ですから、町長の権限の中と同一の扱いとすべきであろうということでありました。

退職手当については、条件を満たせば、県退職手当組合に加入することになる。引き続き勤務の場合の給与については、再度の任用の場合、昇給はあり。昇給幅は、フル、パートとも同一の扱いであるということでありました。

また、休暇中の無給休暇があるが、給与等の精算については、無給も権利であり、選択できるということ。給与は日割り計算となると。

また、年齢制限がなくなったが、問題はないのかということ。これについては、1年度雇用で定年もないということ。また、均等な機会の提供でいえば、年齢制限は必要でない。健康で1年間通じて働ければ問題はないが、それについては試験の段階で判断されることになるということでありました。

それから、国の財源措置の質問がありました。国の制度であり、交付税措置を要望しているという内容でありました。採決の結果、全員で承認したところであり、詳細は委員会資料、また議案資料を御清覧いただきたいと思います。

議案第何号かな、教育委員会の委員の任命同意についてであります。現、田中幸吉委員の任期満了に伴う提案については、説明を受けたところであります。任命者については、審議前の配付となるようであります。御承知ください。

次に、議案第81号、一般会計補正予算については、異議なく承認したところであります。

次に、付託案件が1件あります。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請であります。既に提案者から説明を受けたところであり

ますが、そのときの説明で、1件の質問が出されておりました。それについてもあわせて調査したところであります。

請願、意見書の送付とあわせて、全国的には同一の動きがあります。この件は全国知事会、中核市市長会、指定都市市長会、日本PTA全国協議会からの要望、意見書の提出があるということやら、衆議院、参議院の文部科学委員会での決議もなされておると、そういうことがあるようであります。

また、日教組と文部省のやりとりの状況では、文部省交渉では一定の理解が示され、財務省に予算要望を毎年してるといふことがあるようであります。ただし、予算確保ができずに、継続の案件となっているようであります。

兵庫県においては、2年生から4年生においては、教員の加配で、実質1学級35人学級ができておるといふこと。5、6年は兵庫型教科担任制において加配されているといふことがあります。あくまでも兵庫独自の施策であり、早期の制度化を国に求めたいところであるといふこと。この請願活動ですが、現状の教育環境を守るという意味からも、継続的に取り組む方針であるといふことやら、今回の意見書採択と、関係機関への意見書の提出をお願いしたいと、強い意向をお持ちでありました。こういう内容のもと、審議の結果、委員会として全員の賛成で採択したところであります。追加議案で意見書を提出しますので、御賛同いただきたいと思ひます。

その他、(仮称)新温泉町風力発電事業計画に反対することを求める要望書であります。本議会は既に反対の働きかけとして、平成30年6月26日、兵庫県知事宛てに(仮称)新温泉町風力発電事業についての意見書を提出して、同調した動きを行っているという状況であります。要望者においては、地域において反対の輪を広げてほしいと、そんな気持ちを持って賛同していったところでありまして、当委員会としては、全会一致で要望書を採択したところであります。

最終ですが、閉会中の継続審査といたしまして、8項目を確認して、議長に申し出ることにいたしました。

長くなりました。以上で総務教育常任委員会の報告といたします。

○議長(中井 勝君) 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。

6番、中井次郎君。

○議員(6番 中井 次郎君) 総務課のところで、協議事項、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての審議をなさったわけではありますが、組合との関係は合意はできたんでしょうか、当局。その上でこういう提案をされるのかどうか、その点お聞かせください。

○議長(中井 勝君) 中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長(中村 茂君) 先ほども少し申したと思うんですが、職員団体、臨職労も含めて、6回の交渉、事務折衝を行った後に、内容については双方が

承認というか、承諾して、この条例なり、規則なりが出たと、ということであります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 済みません、重なるかもわかりませんが、浜坂認定こども園と大庭認定こども園の整備についてです。方向性、時期等について、委員の方から意見、質問等がありましたでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） この9日、第1番、こども教育課でありまして、傍聴者が数名おられました。あっ、すごいな、きょうはと思って。どうも内容を想定すると、浜坂認定こども園のこのアンケート結果についてのお話が聞きたかったようでありました。そういう部分で、すごい関心が高かった内容だと思います。浜坂の状況については、よく御存じだと思うんですが、大庭が、それからちょっとおくれるんじゃないかという意見があって、確認をしました。浜坂地域全体の認定こども園のあり方なり、そういうところが大庭の見方、浜坂の見方をしていかないと、ちぐはぐになるということがありまして、確認したところでは、決して忘れてるものではないということ。大庭は大庭なりの、改築するかは別として今後のあり方については今検討をしているところであるという結果でありました。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（12番 浜田 直子君） 時期について。（「協議事項ではありません」と呼ぶ者あり）

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） そうです。協議事項ではありません、そういう内容でありました。そうですね。協議事項じゃない。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。ありがとうございました。

中村委員長、ありがとうございました。

次に、産業建設常任委員会が9月10日に開かれております。

委員長から報告をお願いいたします。

岩本委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

9月10日に牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、4課の所管事務調査を行いました。

まずは、牧場公園課でございます。

開会前に、地域再生協働員として、県版の地域おこし協力隊として、7月1日から牧場公園課に配属された安本宏さんの紹介がありました。安本さんは大阪府枚方市の出身

で、東京のIT関連会社に勤務をしております。IT知識を地方創生や牛飼いの仕事に活用したいということで、本協働員に応募したということでございます。現在はITを活用した但馬牛飼養農家を目指しまして、公園業務に取り組んでいるということでございました。

次に報告事項です。7件ありました。

来園者の状況についてでございます。7月、8月の来園者が、天候不良や台風、暑さによって、前年度より減少しているということでございます。

次に、但馬牧場公園施設整備事業についてでございます。老朽化が著しいゲレンデの人工芝を撤去いたしまして、天然芝に張りかえを行うということでございます。今後のスケジュールといたしまして、9月下旬の牛まつり後に工事着工いたしまして、令和2年の3月には工事を完了予定ということでございます。

次に、人と自然の博物館との連携ということで、博物館の機能強化と牧場公園の新たな魅力創出、親子連れを対象とした新たな来園者の獲得を目的に、平成30年度から三田市の人と自然の博物館、ひとはくとコラボをイベントとして実施しているということでございます。今年度は牧場公園での「むし・うし・そうめん流し」のコラボイベントは、雨にもかかわらず、325名の参加があったということでございます。

次に、農林水産課でございます。

報告事項が9件ありました。

兵庫県美方地域の但馬牛システムに係る世界農業遺産、遺産認定申請についてでございます。今後のスケジュールといたしまして、10月に世界農業遺産認定申請書を提出いたしまして、その後、書類審査及び現地調査を行いまして、令和2年の秋ごろに結果発表があるということでございます。

次に、鳥獣処理施設整備事業の進捗状況についてでございます。本定例会1日目の委員会報告で報告をいたしました。受注生産のためおくらしていた貯留槽は搬入をされたということで、10月1日からの受け入れをするということでございます。また、解体従事者につきましては、多可町で3者協議を行うということでございます。利用者説明会は、現在、日程調整ということで、事務員についてはめどがついたということで、今後詳細を詰めていくということでございます。処理を行うのはcambioだが、労働条件を決めるのは誰という質疑に対し、労働条件は3者協議で決めていくということでございます。

次に、桐岡地区、立木の伐採についてでございます。この件も定例会1日目に報告をいたしました。質疑がありましたので報告をいたします。

現地確認をするまでに確認はしなかったのかという質疑に対し、当初は立木だと思っておらず、雑木だと思っていたと。その後、総務課に報告をしたが、総務課は、木の管理なので農林水産課に任せたとということでございます。その後、現地確認も1人で行ったということでございました。また、ヒノキの損害額は幾らなのかという質疑で、現在

見積もりをしているところで、9月の役員会で協議をするということでございます。今後は現地確認に行く際は、カメラなどを持っていき写真を撮っていただければ、また、1人で現地確認に行っても間違えることはないという意見もありました。

次に、協議事項でございます。美方郡広域事務組合規約の変更についてでございます。これは平成22年に国の方針で、農業共済団体の組織体制について、1県1組合化への移行を推進するというところで、兵庫県では平成30年に協議会を設置し、平成31年に締結をして、令和2年の4月以降は県1つの組織、兵庫県農業共済組合による事業実施を行うということでございます。これは賛成多数で、委員会として了承いたしました。

次に、美方郡広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてでございます。これも賛成多数で、委員会として了承いたしました。

次に、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。委員会として了承をいたしました。

次に、建設課でございます。報告事項は6件ありました。

最初に、山陰近畿自動車道、浜坂道路Ⅱ期の進捗状況でございます。現在は境界測量を引き続き行い、8月以降は用地測量、用地買収を行っているという状況でございます。また、井戸調査は、以前は4月ごろから行う予定ではございましたが、調査に時間がかかったため、9月から行うということでございます。

また、浜坂道路Ⅱ期の起工式典ですが、開催は11月から12月中旬ということで、現在、県と調整中ということでございます。場所は居組コミュニティセンター、浜坂北小学校体育館、多目的集会施設のどれかを予定をしているということでございます。

次に、国道178号、道路改良及び街路事業についてでございます。現在は詳細設計、用地測量を行っている状況で、また歩道橋に関する質疑で、歩道橋の処理はどうかという質疑がありました。住民説明会や小・中PTAには歩道橋は撤去すると説明はしているが、しかし、安全を確保するために、町としては歩道橋を残してほしいということで、今現在、県と協議をしているということでございます。

次に、土砂災害特別警戒区域の指定についてでございます。土砂災害特別警戒区域は、建物が破壊され、人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域で、浜坂地区は現在見込みで253カ所、10月に住民説明会を予定しとるということでございます。温泉地域は昨年に指定され、244カ所ということでございます。

次に、協議事項でございます。

条例改正についてです。新温泉町十字谷残土処分場条例の一部改正について、また、新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例の一部改正についてでございます。ともにこれは消費税に伴うものであります。委員会として了承をいたしました。

次に、令和元年度補正予算についてでございます。新温泉町一般会計補正予算（第2号）については、委員会として了承いたしました。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前 9 時 4 0 分休憩

午前 9 時 4 1 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

岩本委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） 訂正いたします。新温泉町十字谷残土処分場条例の一部改正について、また、新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例の一部改正についてでございます。これはともに消費税に伴うものであります。賛成多数で、委員会として了承いたしました。

次に、令和元年度補正予算についてでございます。

新温泉町一般会計補正予算（第 2 号）については、全員賛成で委員会として了承いたしました。

次に、新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）、また、新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）、いずれも全員賛成で、委員会として了承いたしました。

次に、追加予定議案でございます。平成 30・31 年度新温泉町（新）残土処分場建設工事請負変更契約の締結についてでございます。変更理由といたしまして、地盤改良材の添加量の増加及び岩質の変更に伴う掘削工法等の変更並びに消費税の税率引き上げによる契約変更でございます。当初、請負金額は 13 億 2,840 万円でしたが、変更後は 16 億 2,517 万 4,500 円になるということでございます。工事内容が変更になったことで、工期の延長にはならないかという質疑に対し、3 月末完了を予定しているということでございます。いずれも委員会として了承をいたしました。

次に、商工観光課でございます。

報告事項は 4 件ありました。

最初に、施設管理の現状と問題点でございます。自然環境整備交付金事業施設についてです。シワガラの滝入り口駐車場、霧滝の入り口駐車場とも、30 年度繰越予算分の工事は予定どおり進行中で、12 月には完成予定ということでございます。また、遊歩道を含む全事業の完成は、令和 2 年度以降になるということでございます。完成後は町で管理をするということで、当初は 9 月議会に施設設置管理条例の上程をし、12 月に指定管理に向けて議案を上程をする予定ではございましたが、町が管理を行うということで、施設設置管理条例の上程は 12 月にするというところでございます。

次に、新温泉町プレミアム付商品券事業についてでございます。消費税増税対策プレミアム付商品券事業ですが、非課税対象者が 2,311 人で、1,536 世帯、そのうちの申請者数は 9 月 9 日現在では 543 人、23.5%ということで、非課税対象者に対して、町がもっと後押しをしてはという質疑に対し、非課税対象者は高齢者の方が多いということで、申請するのには難しいといった答弁でございました。今後は国作成のポスター

及びチラシを公共施設に掲示をする予定ということでございます。

次に、協議事項でございます。

新温泉町商店街活性化拠点施設条例の一部改正についてでございます。これは新温泉町商店街活性化拠点施設条例に指定管理ができる条文を追加をするということで、現在の管理体制は、杜氏館は直営管理、商店案内所は湯村温泉観光協会ということで、商店案内所も杜氏館も同一条例に位置づけられているため、指定管理についても一体的な管理が適当ということで、この2施設を管理するために指定管理を行いたいということでございます。これも委員会として了承いたしました。

次に、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）についてです。これも委員会として了承いたしました。

次に、閉会中の継続調査については、引き続き、委員会として委員長に申し入れをするということといたします。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

これで質疑を終わります。

岩本委員長、ありがとうございました。

次に、環境福祉常任委員会が9月12日に開催されております。委員長から報告をお願いします。

谷口委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（谷口 功君） 失礼いたします。環境福祉常任委員会の報告を行います。

町民安全課であります。

報告事項、(1)令和元年9月1日現在の人口統計についてから、(8)の工事発注状況及び進捗状況についてまで、委員会資料を御清覧いただきたいと存じます。

(3)の廃棄物施策の取り組み状況についてであります。北但クリーンセンターに一番遠隔地にある我が町の直接搬入台数が前年比116.5%に増大していることは、計画収集に問題はないのかを含め、調査、検討を求めました。また、第9期市町分別収集計画と新温泉町一般廃棄物処理基本計画を策定中であることが報告をされております。

(6)の行方不明者搜索活動手順については、美方警察、美方広域消防、町行政、消防団、地元住民の連携協力による搜索活動の手順などがまとめられております。

(7)の新温泉町ひょうご防災リーダー等育成助成金交付要綱がまとめられております。委員会資料を御清覧をいただきたいと思っております。



2の協議事項であります。

(1)議案第68号、新温泉町印鑑条例の一部改正については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことによる条例改正であります。

(2)の令和元年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について、(3)の追加予定議案であります新温泉町防災行政無線(デジタル同報系)整備工事請負変更契約の締結についての、3件ともに委員会として了承いたしております。

次に、健康福祉課であります。

1の報告事項であります。

(1)令和元年度国民健康保険事業医療給付費の状況についてから(17)地域医療における公立病院のあり方、講演会の実施結果についてまで、委員会資料を御清覧をいただきたいと思っております。

(4)の町外出支援サービス実施要綱の一部改正並びに(15)高齢者福祉タクシー助成事業及び新温泉町外出支援サービス事業の併用申請については、利用者の利便性を図るための改善がなされております。

2の協議事項であります。

(1)議案第81号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について、(2)議案第82号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、(3)議案第83号、令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、(4)議案第84号、令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、それぞれ提案どおり了承をいたしました。

次に、上下水道課であります。

1の報告事項であります。

(1)下水道接続率報告書についてから、(4)新温泉町指定給水装置工事事業者に関する規則の一部改正については、委員会資料から御清覧をいただきたいと思っております。

(4)の新温泉町指定給水装置工事事業者に関する規則の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、関係する規則を整備するものであります。詳細は委員会資料を御清覧をいただきたいと思っております。

2の協議事項であります。

(1)議案第81号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)について、(2)議案第87号、令和元年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算(第1号)について、(3)議案第88号、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算(第2号)についてまで、それぞれ提案のとおり了承をいたしました。(4)の議案第72号、新温泉町温泉供給条例の一部改正についてと(5)の議案第73号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正については、消費税増税に伴うもので、委員長を除いて了承をいたしております。(6)議案第74号、新温泉町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格要件並びに水道技術管理者

の資格要件に関する条例の一部改正については、委員会として了承をいたしております。(7)議案第75号、新温泉町下水道条例の一部改正についてと、(8)議案第76号、新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、消費税増税に伴う利用料の改定であり、委員長を除いて了承をいたしております。

次に、公立浜坂病院であります。

1、報告事項、(1)の公立浜坂病院事業の利用状況等についてから(7)その他まで、委員会資料を御清覧をいただきたいと存じます。

昨年期、経営状況が少し下がっているとの報告となっております。委員会資料を御清覧いただきたいと存じます。

2の協議事項、(1)議案第77号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、消費税増税に伴う改定であり、委員長を除いて了承をいたしております。

(2)の議案第89号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第2号)については、了承をいたしました。以上であります。

○議長(中井 勝君) 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

[質疑なし]

○議長(中井 勝君) 質疑ありません。これで質疑を終わります。

谷口委員長、ありがとうございました。

次に、議会運営委員会が9月5日に開かれておりますので、委員長からその報告をお願いします。

中井次郎委員長。

○議会運営委員会委員長(中井 次郎君) それでは、御報告させていただきます。

9月5日に行われました。協議事項1件のみでございます。閉会中の継続調査申し出についてを議論をいたしました。

1番、次期議会開催に関する事例について、2番として、議長の諮問に関する調査研究について、3番として、議長の臨時会招集請求権の付与について、以上、協議をいたしました結果、この閉会中の継続調査申し出について、議長に送られることを決めました。以上でございます。

○議長(中井 勝君) 中井委員長、ありがとうございました。

これで委員会報告を終わります。

次に、町長から報告があればお願いいたします。

○町長(西村 銀三君) ありません。

○議長(中井 勝君) 以上で諸報告を終わります。

暫時休憩します。5分まで。

午前 9時55分休憩

午前10時04分再開

○議長（中井 勝君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 報告第5号

○議長（中井 勝君） 日程第2、報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

根拠法令は、財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法です。その第3条第1項、これが健全化判断比率、第22条第1項、これが資金不足比率で、それぞれ規定に基づき報告をいたします。

説明の都合上、まず、審議資料の5ページをごらんください。資料上段の現行制度をごらんください。財政状況を健全、早期健全化、再生と3つの段階に分類しております。このうち早期健全化が要注意ライン、再生が危険ラインとなります。まず、健全段階ですが、旧制度の反省を踏まえた指標の整備と情報開示の徹底として、フロー指標では実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標を定め、ストック指標としては将来負担比率を定めております。公営企業では、資金不足の比率により健全化を判断いたします。要注意ラインである早期健全化段階になると、自主的な改善努力が必要となり、財政健全化計画を策定し、実施状況を毎年議会に報告することとなります。そして、早期健全化が著しく困難な場合は、総務大臣または知事が必要な勧告を行うこととなります。さらに悪化して、財政の再生段階となると、財政再生計画を策定して、それを総務大臣が同意する、また、同意が得られなかった場合については、起債の制限を受けることとなります。また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合には、予算の変更を勧告されるなど、国の関与を受けることとなります。

6ページをごらんください。このページは、5つの指標それぞれの基準に関する資料です。下の表で縦に5指標を上げ、その横にそれぞれの段階を表示し、基準となる指数を示しております。例えば実質公債費比率では、25%を超えれば早期健全化団体となり、35%を超えたら財政再生団体となります。ただ、ここでは、健全段階であっても18%を超えたら地方債の発行、手続上、協議、許可が必要となります。また、将来負担比率及び資金不足比率の再生段階の基準は設定されておりません。

7ページは同様の内容ですので、説明は省略をいたします。

めくっていただいて、8ページをごらんください。それぞれの指標の対象となる会計等の範囲を示す図でございます。5つの比率の対象範囲を矢印で示しております。実質赤字比率は、本町でいえば、一般会計及び浜坂・温泉各残土処分場事業会計が対象となり、連結実質赤字比率は全会計、また、実質公債費比率は全会計に加えて、一部事務組合等への負担金のうち準元利償還金に当たるものを加えます。それから、将来負担比率では、実質公債費比率の範囲にさらに第三セクターなどへの負担金等のうち、債務負担に係るものを加えることとなっております。資金不足比率につきましては、特別会計の中でも地方財政法上の公営企業会計が対象となります。

資料9ページ以降は、5つの指標の計算式等の算出根拠を示しております。詳細は省略をさせていただきます。後ほど御清覧ください。

それでは、審議資料の1ページに戻っていただきまして、平成30年度決算に係る財政健全化判断比率等5指標の積算について概略を説明いたします。

まず、実質赤字比率です。一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわしております。対象となる会計は一般会計に加え、浜坂及び温泉の残土処分場事業特別会計となります。表中の(A)、(B)、(C)は計算上の分子となります。(D)が分母となります。(A)、(B)、(C)は、赤字の種類で繰り上げ充用額、支払い繰り延べ額、事業繰越額ですが、3種類とも発生しておりませんので、ゼロと記載しております。分母となる(D)の標準財政規模は、その団体が1年間に標準的に収入し得る経常一般財源でございます。中身の主なものは、町税、普通交付税となります。この標準財政規模が資金不足比率を除く4指標の分母または分母の中心となる数値となります。表のとおり、分子となる額がゼロですので、実質赤字比率は横バーで該当なしとなります。

2ページをごらんください。連結実質赤字比率です。全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわしております。表の左側には、町全体11会計の実質収支、資金不足または資金剰余額を記載しております。(1)から(13)で赤字が発生しているのが、(2)の浜坂地区残土処分場事業会計でございます。これは一般会計という同一の種類の中で、繰り出し、繰り入れを純計操作している関係上、発生しているものでございます。一般会計等全体では黒字となっております。それから、下から3行目の(A)欄である連結実質赤字額は計算上の分子となりますけれども、黒字ですので、該当なしとなり、よって、連結実質赤字比率においても横バーで該当なしとなります。次に、表の右側の細長い列の資金不足比率でございます。地方財政法上の公営企業5会計である浜坂温泉配湯事業から七釜温泉配湯事業まで、それぞれの事業規模に対する資金不足額の比率ですけれども、資金不足額は発生しておりませんので、全て横バーで該当なしとなります。

続いて、3ページをごらんください。実質公債費比率です。一般会計等が負担した元

利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。対象は町の全会計11会計と一部事務組合等です。計算上、3年間の平均となりますので、平成28年度から平成30年度の数値を記載しております。(1)から(12)が分子、それから(13)から(16)が分母で、分子のうち1から6がプラス要因、それから、7から12がマイナス要因、差し引き(A)が分子の計で5億1,675万円となります。前年度より2,234万7,000円増加しておりますので、上昇する傾向でございます。次に、分母ですけれども、(13)から(15)が標準財政規模でプラス要因、(16)がマイナス要因ですが、分子と同じ額を差し引きます。結果、分母の数値は普通交付税の減少に伴い、減少傾向でございます。平成30年度における実質公債費比率は3カ年平均で算出いたします。小数点以下2位未満を切り捨てといたしまして10.2%となりました。一番下のところに書いてある数値でございます。昨年度が10.8%でしたので、0.6ポイント減少しております。近年はずっと減少傾向で推移しております。

次に、4ページをごらんください。将来負担比率でございます。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。負債がおおむね1年間の標準的な収入の何年分に当たるかというようなイメージでございます。計算上の分子は、表の(1)から(8)がプラス要因、(9)から(11)がマイナス要因となります。分子の小計は35億4,579万2,000円で、(1)、(3)が減り、(9)がふえたため、前年度と比較して減少しております。次に、分母ですけれども、(12)の標準財政規模がプラス要因、それから、(13)から(18)がマイナス要因で普通交付税算入分でございます。小計が48億7,989万8,000円となりまして、こちらも前年度と比較して減少しております。結果、分母に比べて分子の減少のほうが大きく、比率は72.6%と、前年度と比較して4.6ポイント減少いたしました。この比率も実質公債費比率と同様、近年減少傾向で推移しております。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案の裏側になります。今審議資料で報告しました計5つの指標について報告をいたします。まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生しておりません。実質公債費比率が10.2%、将来負担比率が72.6%と4指標とも健全段階でございます。次に、下の表です。資金不足比率ですけれども、5会計とも発生いたしておりません。したがって、町全体として現在は健全段階でございますが、引き続き、町債の発行、基金の造成など十分配慮するとともに、病院等の経営改善に努めてまいりたいと思います。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ここで、監査委員から健全化判断比率及び資金不足比率に係る監査報告を受けたいと思います。

川崎代表監査委員から審査報告をお願いします。

○代表監査委員（川崎 雅洋君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告をいたします。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、去る8月5日、小林監査委員と審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出がありました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項、係数を記載した書類が適正に作成されているかについて審査を行いました。

健全化判断比率中、実質公債費比率は30年の単年度では10.6%になりますが、3カ年平均は10.2%となり、前年比0.6ポイント改善されています。将来負担比率は前年対比で4.2ポイント改善され、72.6%となっています。

次に、資金不足比率におきましては、5会計全てにおいて資金不足は生じておりません。しかし、今後とも効率的、効果的な行財政運営を進められ、引き続き財政基盤の安定化に努めていただきたい。

なお、公立浜坂病院事業会計につきましては、特別利益による改善でありますので、経営健全化に向けた抜本的な取り組みを徹底していただきたい。

審査の結果でございますが、算定の基礎となる書類は、いずれも正確に作成されていたと認めました。

以上、審査報告といたします。

○議長（中井 勝君） 監査委員の審査報告は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑をお願いいたします。ありますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。暫時休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第3 議案第65号

○議長（中井 勝君） 日程第3、議案第65号、美方郡広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、兵庫県農業共済組合が設立されることに伴い、共同処理する事務の内容が変更となるため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） それでは、議案第65号、美方郡広域事務組合規約の変更について御説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料の13ページをお願いいたします。

平成22年に農業共済団体の組織体制につきまして、国から1県1組合化への移行を推進する旨の通知を受け、兵庫県では平成30年1月に新組合設立推進協議会を設置し、当町におきましても、平成31年2月1日に開催をされました議会全員協議会の中で郡広域事務組合事務局からの説明を受け、御協議をいただきまして、平成31年4月の22日に覚書が締結をされ、令和2年4月以降、県内26の市町一部組合を県一つの組織として、兵庫県農業共済組合により事業を実施することになっております。図に示しておりますとおり、共済課につきましては、香美新温泉事務所となりまして、現在の事務所の1階を予定をしております。

これによるメリットといたしまして、4点記載をいたしておりますけれども、その下段にありますとおり、今後も住民サービスが低下しないように、従来どおり役場に書類受け付け窓口を設置するとともに、定期的に情報交換会議を開催するなど、連携を図っていく必要があります。

1県1組合化への移行に伴いまして、規約改正を行うものでございます。2に概要を記載をしております。

1点目といたしまして、美方郡広域事務組合の共同処理事務から農業共済事務等がなくなるため、農業共済事務等に関する条文を削除いたしまして、2点目として、組合議員定数を削減するといった内容でございます。

審議資料の11ページから12ページが新旧対照表となっております。

初めに、11ページでございます。ただいま申し上げましたとおり、第3条の共同処理する事務のうち、第1項第2号の事務を削除をいたしまして、第3号から第5号を一つずつ繰り上げるものでございます。

次に、第5条の議会の組織におきまして、第1項に当たる議員定数を12人から10人に変更いたしまして、第1項第1号は両町議長ですのでそのままとして、第2号において、関係町の議員の中から選出された者を5人から4人に変更するものでございます。

次に、第10条の経費支弁の方法について、第1項第2号の農業共済事務に要する経費の説明を削除いたしまして、第3条の変更に伴い、第3号から第6号までを一つずつ

繰り上げまして、あわせて、対象となる号数を変更するものでございます。12ページに移りまして、第2項第1号におきまして、同様に対象の号数が変更になります。また、農業共済事務経費の算定に必要な農家数の説明という部分がありますので、第2号を削除するものでございます。

それから、第11条の地方公営企業法の適用条項を削除いたしまして、第12条を第11条に繰り上げるという内容でございます。

議案にお戻りいただきたいと思っております。議案の次のページでございます。美方郡広域事務組合規約の一部を変更する規約ということで、この附則でございます。第1項として、この規約は令和2年4月1日から施行する。第2項といたしまして、組合の農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務は、令和2年4月1日から兵庫県農業共済組合が行う。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） ちょっと余り詳しくないもので聞きたいんですけど、これをもって、この農業共済事業に関する関係の条例規則ってというのは、これが最後でしょうかということ、それから、職員の件ですが、ここの職員は広域事務組合の職員でしょうか。そのことを確認しておきます。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） この件に関します、次に財産処分に関する協議という部分がございます。この2件をもちまして、新しい組織に移行するというふうにご考えておるところでございます。

この職員の関係につきましては、総務課長から回答させていただきます。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） この新組合の職員につきましては、現在の美方郡広域事務組合の職員の派遣あるいは各市町からの職員の派遣、それから、会計年度任用職員の採用等で職員を充てるという考え方でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 農業共済事業は県下一本であるという部分で、そちらに、来年の4月からそっちの側の職員が必要になると思うんですが、その職員というのは、現行の美方郡広域事務組合職員が異動するんでしょうか、派遣なのか、その辺の部分というのは、特に現行の職員から見た場合にどうなるのかなということが疑問です。形が変わるんだから一緒になって職員もかわるのかなと思うけど、じゃあ、その辺というのは、もう強制的にそうなるのか、それとも広域事務組合職員がおりたいと言ったらそのままおれるのか、その辺はちょっと頭が整理できてないもので改めて聞くんなんですが、い



かがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 職員の身分については現行のままで、美方郡広域事務組合のプロパー職員を兵庫県農業共済組合に派遣するという形を想定しております。事務所的には現在の事務所の中にございますので、例えばどこかに異動してというような状況ではございません。

それから、先ほど1点漏れておりましたけども、農業共済組合の職員も1名配属されると伺っております。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 派遣ということが確認できました。ということは、派遣元は美方郡広域事務組合ですから、美方郡広域事務組合の仕事に従事することもあり得るということで理解したらいいんですか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 派遣をいたしましたら、派遣先の仕事に従事をするということになります。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時32分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 昨年の覚書の締結のときから疑問が消えていないんですけども、そもそもこの農業共済がどうなるのかと。例えば収入保険と農業共済に分かれる。その締結以降、どういう加入状況になっているんでしょうか。

農家にメリットがあるという説明なんですけど、本当の農業共済制度のそもそもは、災害等、あるいは事故等があった場合に速やかにその地域の気候風土や条件に応じてきちんと救済されるかどうかと、災害補償がされるかどうかということが何よりも共済の重要な役割です。しかし、この各県、1県1組合ということになれば、例えば兵庫県でいえば、もう日本海側と瀬戸内側では全く気候、気象条件が違うわけですね。災害のあり方も全く違うわけです。これを一本化したら、財政基盤が強化されて、より有効な共済制度になるとしたら大間違いで、全く適用の範囲が狭められるということは目に見えています。

ここにメリットが4つ並べられていますけど、こんなメリット、メリットと言えるのか。つまり農家にとってメリットがなければ仕組みのメリットなんて何の意味もないと私は思うんですが、どういう状況になるんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） ちょっと加入条件については把握をいたしておりません。

メリットということの中で、それをメリットと捉えるのか、デメリットと捉えるのかということになるのかなと思うんですけれども、やはり一定加入者の規模を維持することによって、そういった加入対象が全県に広がって掛金率の設定が期待できるというようなこと、それから、いろんな制度を選択するというこの中で、そういった専門職の職員が対応することによって説明ができるという部分、それから、災害等もあるんですけれども、そういった災害について、市町を超えた取り組みということがメリットなのかデメリットなのかということもあるんですけれども、そういったことの中で、市町の区域を超えた迅速なそういった評価ができて、支払いが可能になるということがメリットだと考えております。

ただ、デメリットということの中で、今言われましたように、距離が離れていくというような心配が当然あるわけです。そういったことの中で、先ほども御説明させていただきましたとおり、今後どういう進め方になるのかわかりませんが、そういった連携を強化していくという取り組みが必要になるのかなと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 収入保険が何件、農業共済が何件ということをお答えいただきたいと思うんですね。私、なぜこれ聞くかっていうと、収入保険は青色申告をしている農家でなければ加入できないと思うんですね。青色申告している農家っていうのは、私たちの地域では大規模農家でなければそんなことはしない。それから、農業共済も3反以上の耕作面積がなければ加入することができない。つまり、結局大規模農家しか加入できないと。そもそもそこに、零細農家、小規模農家が集中している地域でありながら、こういうものをのまされてしまうということ自体が、私はこの国の共済1県1組合というあり方は、日本の農業潰しだと言わざるを得ないものだと思うんですが、その点はどのようにお考えですか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 共済とそれから収入保険の件数につきましては、確認をして回答させていただきたいと思います。

それから、確かに今言われたような御指摘もあるとは考えますけれども、やはりこういった情勢の中で1県1組合化で国全体が取り組んでいるという状況の中で、それに沿って進めていくということもまた一つの考え方であるとは考えております。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

松岡農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（松岡 清和君） 先ほど答弁を漏らしておりました。収入保険の加入者は3名でございます。それから、農業共済につきましては1,222件でございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） およそ圧倒的多数は切り捨てられてしまうということですよ。ですから、私はこういう制度改悪はしないほうがいいと考えますが、答えようがないとは思いますが、申し上げておきます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私、共済についても加入させていただいてるんですけども、弱小の共済組合が地域全体に被害が起こったときに支払いができなくなるということが起こると思うんです。基本的に保険会社っていうのは、保険会社だけが、例えば一つの全ての損害に対する補償をするのではなくて、保険会社がまた保険に入ってという格好にされてると思うんですけども、同じように共済組合についても、この共済については、美方郡だけではなくて、広い範囲にわたっての共同共済をされてるというふうには私は認識してたんですけども、そういった意味では、共済についての中身は、要は補償する能力ですね。それについては、広域で連携してるんじゃないかなと思ってたんですけども、それについてはどうでしょうか。そうであれば、実際の共済能力としては、県下全域なり、もっと全国的なり連携してるということであれば、組合の事務として変わるだけで、中身の補償能力については変わらないのではないかなと私自身はもう認識してたんですけども、だから、極端に言えば、大きなマイナスとかいうことについても心配ないように感じてるんですけども、それについての見解、私の見解が合ってるのか違ってるのか、そのあたりを教えていただければでしょうか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 確認した上で回答させていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時48分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） まず、先ほどの10アール、30アールのお話がありました。その関係につきましては、10アールのまま変わりはありませんということをお返事したいと思います。

それから、保険の関係ですけども、通常の小規模災害につきましては、当然組合が見

ていくことになるわけですが、県への再保険、また、県も国の保険に入っていることの中で、大規模災害につきましては、そちらからの補填があるというようなことです。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

それでは、まず最初に、反対者の発言を許可いたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 6番、中井です。議案第65号の美方郡広域事務組合規約の一部を変更する規約に反対いたします。討論させていただきます。

業務が一つ減ったということで、組合議会の議員の定数を減らすことは何の関係もないことだと思います。農業共済事業はなくなりますが、美方郡民にとって、当町にとっても大切な消防業務、火葬業務を引き続き行うこととなります。したがって、現在の定数を維持するべきだと考えるところであります。以上であります。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許可します。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、11名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第66号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第66号、美方郡広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、美方郡広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について協議するため、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものであります。内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） それでは、議案第 66 号、美方郡広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について、御説明を申し上げます。説明の都合上、審議資料の 14 ページをお願いいたします。

先ほどの議案第 65 号によりまして、美方郡広域事務組合の農業共済事務等を令和 2 年 4 月 1 日から兵庫県農業共済組合が行うこととなりまして、引き継ぎの対象となる帰属させる財産について協議をするために議会の議決を求めるものでございます。

先ほども御説明しましたとおり、平成 31 年 2 月 1 日の議会全員協議会の中で御協議いただきました覚書第 6 条の中で、組合等及び連合会は、新組合設立の日の前日現在において財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成して、これに基づく財産を適切に新組合に引き継ぐものとする明記をされております。財産といたしましては、有形固定資産と農業共済管理の物品等でございます。令和 2 年 3 月 31 日の現在高で協議をすることになるわけですが、参考といたしまして、平成 30 年度末の現在高についてそれぞれ記載をいたしております。

なお、農業共済組合特別会計廃止に伴います剰余金につきましては、組合議会の中で御協議をされまして、令和 2 年度一般会計で受け入れて、決算認定後、新組合へ支払われることとなります。

それでは、議案にお戻りいただきたいと思っております。下記の記の 1 でございます。兵庫県農業共済組合へ帰属させる財産、(1)有形固定資産、令和 2 年 3 月 31 日現在高、(2)農業共済管理の物品等、令和 2 年 3 月 31 日現在高でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 兵庫県農業共済組合そのものが新たにできると思うんですけども、当初資産の内容を教えてくださいませんか。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前 10 時 54 分休憩

午前 11 時 09 分再開

○議長（中井 勝君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 兵庫県農業共済組合連合会が母体となるわけですが、ここの 30 年度末の財産目録上の資産総合計が 198 億円ということのようです。ここに 26 市町一部組合が一緒になって新しい組合を設立するということになります。以上でございます。

○議長（中井 勝君） それでよろしいですか。

そのほか、質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第67号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第67号、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるための条例の制定を御提案申し上げます。内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明いたします。

まず、前段といたしまして、今回の条例制定の背景、それから組合との調整状況などについて御説明いたします。説明の都合上、先にお配りしております審議資料の21ページをごらんください。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要というものでございます。

今回、条例制定の背景といたしまして、ここに掲げております地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律がございまして、地方公務員法の一部改正では、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないということから、特別職の任用については、「専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化し、臨時的任用につきましても、「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化することになりました。また、一般職の非常勤職員の任用等の制度の明確化ということで、会計年度任用職員に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化することとなりました。

次に、地方自治法の一部改正では、会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されたところでございます。

この地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は、来年4月の施行となっております。この地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は、来年4月の施行となっております。募集開始時期などを勘案いたしまして、今議会に条例の制定について上程をさせていただくものでございます。

今回提出させていただく条例規則につきましては、全国町村会作成のモデルをもとに作成いたしております。常勤の職に係る条例、規則の読みかえ規定が多くありますので、遅くなりましたけれども、審議資料の追加ということで補足資料をつけさせていただきました。

それから、組合との調整でございます。組合との調整では、給付、それから休暇、勤務時間のことでこれまで調整を進めてきております。給付の面でございます。一つに、本俸と給与を合わせた年額で現行を下回らない。それから、基本的に月額で支給する。それから、継続して勤務いただくことで上限は定めるものの、一定の昇給、つまり経験年数を考慮して号給を定めるということになりますけれども、一定の昇給を考える。それから、手当については現行であるものは継続をしていく。休暇の面では、有給無給はあるものの、現在ある休暇については継続をしていく。それから、忌引については、常勤の職員の場合と同様としていく。勤務時間の面では、正規職員と同様の業務量であるために年間を通じてフルタイム勤務とすべき勤務時間が必要とされる職種をフルタイムとして考えていることなどにつきまして、議員全員協議会以降も事務折衝を重ねるとともに、団体交渉を行い、今回提出いたしました条例規則に定める部分について一定の合意を得ております。また、今後、引き続き関係職員への周知を図ってまいりたいと考えております。

それでは、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、議案第67号とそれから審議資料の追加ナンバー1の104ページ、条例の概要、これをあわせて見ながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この条例の第1条の趣旨では、今回条例制定の根拠となる地方自治法、地方公務員法の関係条項を規定いたしております。第2条の会計年度任用職員の給与では、第1項に、第1条による給与とは、フルタイム会計年度任用職員においては、給料のほか各種手当として、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当を支給、それから、パートタイム会計年度任用職員においては、報酬のほか、手当としては期末手当を支給、通勤手当に相当するものは費用弁償で支給し、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当に相当するものは割り増し報酬として支給するというようにいたしております。また、第2項では、給与は現金払いとしつつ、申し出があった場合は口座振替により支払うことができるということを規定いたしました。

第3条のフルタイム会計年度任用職員の給与では、フルタイム会計年度任用職員の給

料は常勤の職員の給与表を準用することを規定いたしております。

第4条のフルタイム会計年度任用職員の職務の級では、別表で等級別基準職務表を定めまして、行政職、それから医療職（Ⅱ）の医療技術職、それから医療職（Ⅲ）の看護師、准看護師ごとに等級及び基準となる職務の内容を規定いたしております。

第5条のフルタイム会計年度任用職員の号給では、この後出てきますけども、新温泉町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則を定めることにしておりますけども、そちらの別表において給料表初任給基準表を定めて、区分及び職種に応じて基礎号給を決定することといたしております。

第6条のフルタイム会計年度任用職員の給料の支給では、給料の支給に関し、常勤職員に準ずることを規定いたしております。

第7条、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当も、同じく常勤職員に準ずることを規定しております。

第8条のフルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当では、その支給に関しまして、常勤職員に準ずることを規定しております。また、週休日、勤務時間の割り振り及び週休日の割り振り等に係る読みかえを規則の13条に規定しております。

第9条のフルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当では、これも同じく常勤職員に準ずることを規定しております。また、休日の代休日、週休日、勤務時間の割り振り及び週休日の振りかえ等に係る読みかえを規則の15条で規定しております。

第10条のフルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当では、これも常勤職員に準ずることといたしております。

第11条のフルタイム会計年度任用職員の宿日直手当、これも常勤職員に準ずることといたしております。なお、当勤務を命ぜられた場合には、先ほど出てきました時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給されないということを規定いたしております。

第12条で、フルタイム会計年度任用職員の端数処理では、勤務1時間当たりの給与額、勤務1時間につき、支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における端数処理の方法について規定いたしております。基本、円未満四捨五入という考え方でございます。

第13条のフルタイム会計年度任用職員の期末手当では、その支給に関しまして、六月以上の任期の定めがある者について、常勤職員に準ずることを規定いたしております。また、第2項、第3項においては、任期の定めが六月以上とみなす場合を規定いたしております。

第14条の特殊勤務手当では、これも常勤職員に準ずるということを規定いたしております。

第15条、フルタイム会計年度任用職員の1時間当たりの給与額では、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に係る勤務1時間当たりの給与額の計算方法につい



て規定いたしております。

第16条のフルタイム会計年度任用職員の給料の減額では、祝日及び年末年始の休日、有給の休暇、その他任命権者が定める場合を除いて、定められた勤務時間に勤務しなかった場合における給料の減額について規定いたしております。

第17条のパートタイム会計年度任用職員の報酬では、第1項に月額で報酬を定める場合の報酬の額、第2項に日額の場合、第3項に時間で定める場合、そして、第4項では、基準月額について説明をいたしております。1週間の勤務時間を38時間45分とした場合に、第3条から第5条及び規則の別表の給料表初任給基準表を適用していた額を基準月額とすることを定めております。

第18条のパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に係る報酬では、常勤職員と同じように特殊勤務手当条例によって報酬を支給することを規定いたしております。

第19条の時間外勤務手当に係る報酬について規定いたしております。常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員と同じ考え方でございます。

第20条、パートタイム会計年度任用職員の休日に係る報酬では、常勤職員、フルタイムの会計年度任用職員と同様の考え方でございます。

第21条の夜間勤務に係る報酬も同様でございます。

第22条では、端数処理のことを書いております。報酬の減額に係る勤務1時間当たりの報酬の額、勤務1時間につき支給する時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬の額を算定する場合における端数処理の方法について規定しております。常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員と同様の考え方でございます。

第23条といたしまして、パートタイム会計年度任用職員の期末手当でございます。フルタイム会計年度任用職員同様、六月以上の任期の定めがある者について、常勤職員に準ずることを規定いたしております。加えて、パートタイム会計年度任用職員については、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者は除くことといたしまして、その時間は規則の20条第2項において、平均15時間30分未満、週の勤務時間が15時間30分未満の者とするを規定しております。このほか、第2項、第3項で任期の定めが六月以上とみなす場合を規定いたしております。

第24条で報酬の支給で、第1項では、報酬の計算期間のほか、規則の第21条第1項で支給期日を規定いたしております。第2項では、日額または時間により報酬が定められた者の報酬の支給方法、第3項では、月額により報酬が定められた者の報酬の支給方法を規定いたしております。第4項では、月額により報酬が定められた者のうち、月の1日からまたは月の末日まで以外で支給する場合の計算方法を規定しております。

第25条の1時間当たりの報酬額では、時間外勤務手当、それから休日勤務手当及び夜間勤務手当に係る勤務1時間当たりの報酬額の計算方法を規定しております。第1号では月額による報酬の場合、第2号では日額、第3号では時間による報酬の場合を規定しております。

第26条の報酬の減額では、これもフルタイム会計年度任用職員と同様、定められた勤務時間に勤務しなかった場合における給料の減額を規定いたしております。第1項では月額により報酬が定められている場合、第2項では日額により報酬が定められている場合を規定しております。

それから、第27条、会計年度任用職員の給与からの控除では、常勤職員に準じて、法律等で定めがある場合の負担金、掛金などを給与から控除できる旨を規定しております。

第28条では、町長が特に認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定める旨を規定いたしております。

第29条のパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、常勤職員の通勤手当の支給に準じて、通勤に係る費用弁償を支給するということを規定いたしております。

第30条のパートタイム会計年度任用職員の公務のための旅費に係る費用弁償では、公務のための旅費に係る費用弁償については、新温泉町職員等の旅費に関する条例の例により支給することを規定いたしております。

第31条、委任では、条例の施行に関し必要な事項は町長が規則で定めることといたしております。

附則といたしまして、1、施行期日を令和2年4月1日としております。また、第2項では、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例といたしまして、施行日以前に特別職非常勤職員、それから一般職の非常勤職員及び臨時的任用職員として任用されていた者が引き続き会計年度任用職員として任用された場合、期末手当の支給に係る令和2年6月1日の基準日における在職期間は、令和元年12月2日から当該基準日までを在職期間とみなして通算することといたしております。

別表といたしまして、第4条関係で、給料表等級別基準職務表、行政職、医療職（Ⅱ）、医療職（Ⅲ）をつけております。

次に、審議資料の15ページをごらんください。新温泉町会計年度任用職員の給与の決定及び支給に関する規則でございます。

第1条の趣旨では、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めることといたしております。

第2条、用語の定義では、条例に使用する用語の例によるとしております。

それから、第3条で、フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級では、等級については、条例の別表で給料表等級別基準職務表を定めて、その職務に応じて決定するといたしております。

それから、第4条のフルタイム会計年度任用職員となった者の職務の号給では、職種の違いに応じて、別表に定める初任給基準表の基礎号給欄に掲げる号給を適用いたしま

す。また、第2項で、免許等の資格や経験を有する者については基礎号給よりも上位の号給とすることができますけども、その属する職務の級の最高の号給を超えることはできないということを第2項、第3項で規定いたしております。

それから、第5条では、初任給基準表の適用方法ということで、別表に掲げる区分と職種に応じて適用するというようにいたしております。

第6条の経験年数を有する者の号給では、会計年度任用職員として従事した経験を考慮し、再度任用された場合は4号給まで昇給させることができるといたしております。

それから、第7条、特殊な経験等を有する者の号給では、特殊な経験等を有する者を採用する場合に、第6条の規定では、常勤職員や会計年度任用職員との均衡が保てないと認められる場合は、均衡を考慮した号給決定を行うことができるとしております。

第8条の号給に関する規定の適用除外では、任期が一月に満たないような単純業務に従事する者にとっては、号給決定において経験等の考慮はしないことといたしております。

第9条に、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給では、第1項は常勤職員と同じ毎月21日を支給日とすることを規定しております。第2項は、特別の理由で別の支給日を定めることがあることを規定しております。第3項は、支給日後に採用された場合、また、支給日前に離職、死亡した場合は、その際に給料を支給することを規定いたしております。

第10条のフルタイム会計年度任用職員の通勤手当、第11条の時間外勤務手当等の支給、第12条の時間外勤務手当では、いずれも常勤職員の例によることといたしております。

第13条の時間外勤務手当について、準用する条例の規定の読みかえについて、給与条例の20条第2項関係で、勤務時間条例第5条は週休日に振りかえ等を規定しておりまして、会計年度任用職員で運用する場合にあっては、令和2年4月1日付で施行を予定している会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第6条で週休日の振りかえ等について規定するために準用する際の読みかえを示しております。勤務時間条例第3条第2項及び第4条の週休日及び勤務時間の振りかえは、会計年度任用職員の勤務時間規則第4条第2項及び第5条に、そして、給与条例の20条第4項関係では、勤務時間条例の第3条第1項、第4条及び第5条の週休日及び週休日等の振りかえ等は、会計年度任用職員の勤務時間規則第4条第1項、第5条及び第6条に規定をいたしております。

第14条のフルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当では、その支給割合については、常勤職員の例によることといたしております。

第15条も、これも読みかえ規定でございます。第13条の時間外勤務手当の読みかえと同じ考え方でございます。

省略いたしまして、第16条のフルタイム会計年度任用職員の宿日直手当では、新温

泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の第6条第1項に規定する宿日直業務で行う庁舎の監視、外部との連絡、文書の収受といった断続的な勤務に対する手当の額について、常勤の例により支給することとしております。

第17条の期末手当では、支給される職員の範囲、支給額、その他支給及び一時差しとめに関する必要な事項については、常勤職員の例によることといたしております。

第18条の時間外勤務手当に係る報酬では、支給の割合を規定いたしております。常勤及びフルタイム会計年度任用職員と同様の考え方でございます。

それから、第19条のパートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に係る報酬では、支給割合を規定いたしております。これも常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員と同様の考え方でございます。

第20条のパートタイム会計年度任用職員の期末手当では、第1項で、フルタイム会計年度任用職員と同様、支給される職員の範囲、支給額、その他支給及び一時差しとめに関する必要な事項については常勤職員の例によることとしております。第2項では、条例23条第1項において、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除くとしておるために、本項で1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とするを規定いたしております。第3項では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を支給する場合において、1カ月当たりの平均額を算定する際には、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、さらに夜間勤務手当を含めた合計額で算定することを規定しております。

第21条、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給では、月額支給の者は原則としてその月の21日、日額または時間額で支給する者は、原則として翌月の21日に支給することといたしております。

第22条の時間外勤務等に関する報酬の支給では、時間外勤務、夜間勤務、休日勤務に係る報酬は、原則として翌月の支給日に支給することといたしております。

第23条の休暇時の報酬では、時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が年次有給休暇及び有給の特別休暇を取得した際の報酬の支給方法について規定しております。

第24条、雑則では、給与の支給に関し、この規則に定めがない事項については常勤職員の例によることとし、第25条の委任では、規則の施行に関し必要な事項は町長が定めることとしております。

附則といたしまして、施行日は令和2年4月1日として、別表として、初任給基準の行政職、医療職（Ⅱ）、医療職（Ⅲ）をつけております。

続きまして、追加の審議資料として提出させていただいております新温泉町会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について説明をいたします。審議資料の追加ナンバー1の93ページをごらんください。

新温泉町会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則でございます。

まず、第1条の趣旨では、地方公務員法第24条第5項において、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めると規定されておりますけども、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条において、非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い任命権者が定めると規定しておりますので、この規定に基づいて、本規則を定めることとしております。

第2条の定義では、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員を定義しております。

第3条の1週間の勤務時間では、第1項でフルタイム会計年度任用職員の勤務時間は週38時間45分、第2項でパートタイム会計年度任用職員の勤務時間はそれに満たない範囲としております。第4条、第5条の週休日及び勤務時間の割り振りでは、第4条の第1項で週休日を規定し、第2項で勤務時間の割り振りについて、フルタイム、パートタイムごとに規定しております。

第5条の第1項で、公務の運営上、特別な形態によって勤務する必要がある職員については、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる旨を規定しております。第2項では、第1項で週休日及び勤務時間の割り振りを定めた場合の週休日の設け方を規定しております。第3項では、こうした割り振りの考え方は常勤職員の例によることを規定いたしております。

第6条の週休日の割り振り等では、週休日に勤務を命ずる必要が生じた場合の週休日の振りかえについては、常勤職員の例によるとしてしております。

第7条の休憩時間では、これも常勤職員の休憩時間を準用することとしております。

第8条の正規の勤務時間以外の時間における勤務では、宿日直勤務、その他町長が必要と認める業務にあっては、正規の勤務時間以外において勤務を命ずることができることを規定しております。第8条の2、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限では、常勤職員と同様、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を規定しております。

第9条の育児または介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限では、会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、常勤職員の例によるということにいたしております。

第10条の休日では、祝日法による休日、年末年始の休日について、常勤職員の例によることとしております。

それから、第11条、休日の代休日では、祝日法による休日、年末年始の休日に勤務時間が割り振られた場合の代休日の指定等について、常勤職員の例により運用することとしております。

第12条、休暇の種類では、休暇は年次休暇と特別休暇の2種類としております。

第13条の年次休暇では、第1項で、休暇は1年ごととし、その年度の日数を付与する。任用期間により第1号から第3号までの3タイプに区分して、第1号は新規で任用

された人で別表の第1、第2号は退職後、同一年度内で任用され再度任用された人で別表の第1、第3号は再度の任用が繰り返されている方で別表の第2を使用いたします。第2項では、年次休暇の単位は常勤職員と同様、1日、半日または1時間、第3項では時季変更権、第4項では1時間単位で使用した年次休暇の日数換算、第5項では、年次休暇の繰り越しについて規定しております。

第14条の特別休暇では、有給の特別休暇を別表の第3、無給の特別休暇を別表第4に規定しております。取得の単位は1日、休暇によっては時間単位も想定しております。国、県から国の非常勤職員の休暇に準ずるよう指導されております。それにあわせて整備するほか、これまでから付与しております産前休暇、夏季休暇については現行を維持するほか、忌引休暇につきましては、現行では国の非常勤職員と同様としているところを常勤職員と同様にすることで処遇改善を図ることとしております。

第15条の休暇の承認等では、特別休暇の承認及び休暇の請求等の手続について、常勤職員の例によることとしております。

第16条、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等では、職務の特殊性等を考慮し、特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員との健康及び職務の特性を考慮し、任命権者が別に定めることとしております。

第17条のその他の事項では、この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し、必要な事項は町長が定めることとしています。

附則といたしまして、第1項で、施行日は令和2年4月1日とし、第2項では、施行日以前に特別職非常勤職員、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員として任用されていた者が施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合の年次有給休暇の付与日数及び時期等については、なお従前の例によることとしております。また、別表といたしまして、第1、第2に年次休暇、第3に特別休暇の有給、第4に特別休暇の無給、第5に有給の特別休暇のうち忌引休暇における親族の範囲及び日数、第6に無給の特別休暇のうち主傷病の病気休暇における日数に係る表をつけております。

以上で会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、給与の決定及び支給等に関する規則、勤務時間、休日、休暇等に関する規則の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

少しだけ質疑を受けて休憩しましょうか。時間がもったいないので。

それでは、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 何点か確認させていただきたいんですが、条例の附則の2で、期末手当がこの制度移行にかかわって、前制度からの通算という形になるような附則がついています。給与の規則の6条で、経験年数に応じて昇給するというのが書いてあるんですけども、まず、この制度が始まったタイミングで経験年数というのは、

真っさらからのスタートなんですか。それとも、長く勤められとる臨時職員の方もいらっしゃるんで、その辺のところをどういうふうに勘案されるのかを教えてくださいたいのと、現状の対象となる全体の人数、それから、今後、今年度との比較で人件費に係る予算的な部分がどの程度変わるのかを教えてください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、経験年数でございます。経験年数についてそれぞれ規定いたしておりますけども、給与及び報酬の考え方といたしましては、冒頭に御説明させていただきましたように、現行の支給額を下回らないというような考え方のもとで、さらには経験年数を加算していくという考え方でございます。

それから、対象の人数でございますけども、対象人数は、委員会の委員長報告では259人ということで先ほど報告をしていただいておりますけども、常勤の職員の数でございます。今回対象となるのは嘱託職員及び臨時職員が対象となっております。嘱託職員が36人、それから臨時職員が226人ということで、合わせて262人、これが8月1日現在の数字でございます。

それから、予算につきましては、現制度、細部まで確定いたしておりませんので、予算についてはまだどれぐらいというようなことを申し上げることはできません。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 経験年数が通算になるかどうかの確認をさせてほしいんです。多分答弁の中身だと答えていただけてないと思いますので。

それから、恐らく予算としては膨らむ形になりますよね、この制度の中身を見ていると。懸念するのは、現在でも足りてない現場なり職種があるはずなんですけど、予算規模が膨らむことによって採用もしくは募集を控えるようなことがあっては、町民に対して不利益になる。そのあたり、どういうふうに考えられているのか教えてください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 経験年数について通算になるかという御質問でございますけども、まず、会計年度任用職員として、来年度採用の時点につきましては、現行、臨時、嘱託で働いていただいている職員については現行を下回らないところで号給を決定していくということを考えております。それから、単純に一例を挙げますと、規則の6条だったと思いますけども、経験年数が例えば1年ございましたら、1年丸々でございますと十二月になります。その十二月を12で割ってそれに4を掛けるということになりますので、経験年数が1年あれば4号給というような計算になります。

それから、募集について控えるかどうかということにつきましては、現状で申し上げることはちょっとできないと思います。ただ、現在必要な職務についていただいておりますので、その職務を遂行していただく人数は必要だと考えております。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 例えば保育士であるとか医療・介護の現場のように、募集しても応募がないような職種もあれば、例えば学校のスクールアシスタントであるとか、それから特別支援教育の補助員っていう部分で、親御さんとの意思の疎通もあろうかと思えますけども、現場で足りてないと思われるような職種もあるわけなんです。仮に人件費、この制度移行すれば、ほぼ間違いなく上がると思うんです。その中で、予算のことを考えて応募をかけるっていうことがない、そういったことのないようにしていただきたいなことだけ申し上げておきます。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 現状でも職員の募集をしましたときに、応募人数がこちらが求めている人数にならないというようなケースもございますけども、そういった場合には引き続き募集をかけたりして、現在不足している部分に人員を割り当てて張りつけていくというようなことをいたしております。次年度におきましても、予算の関係については多分ふえる方向になると思えますけども、その部分について交付税措置の要望もいたしておりますし、その件については引き続き要望してまいりたいと思えますし、人数が足りていない部分、この部分についても募集はかけていくというような例年のスタンスと同じようにやっていく、そういう考え方でおります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 聞きたいことはたくさんあるんですが、まず最初に、フルタイム会計年度任用職員は給料という、パートタイム会計年度任用職員は報酬という、それぞれの例えば手当とか、さまざまな休日勤務にかかわる報酬と違っていうふうに、ところが、中身は全部フルタイムに準ずると、あるいは常勤職員の規定に準ずると。じゃあ、どこが違うのかと、パートタイムとフルタイムは。しかも、労働時間もこれで見ると7時間45分を超えないというふうに規定していると、何が違うのかということの説明をいただきたいと思えます。

それから、地方自治法や地方公務員法が改正されて、こういう会計年度任用職員制度ができた。そもそも、一般質問でも若干聞いたんですが、答えていただけてないんで、その法律を変えた、そしたら、どういうふうにその法律が変わって、いわゆる例えば旧法でいえば、ふさわしくない臨時や嘱託職員の採用の仕方があるからより厳密にするんだという説明をされているわけですが、どこが条文に照らして、どの条文がふさわしくないで新しい法律になったのか、そしてこういう具体的な形になったのかっていうことを説明いただきたいと思うんです。

それから、フルタイムとパートタイマーと、それぞれ条文読んでると何か違いがわからない。報酬と給料と、呼び方は変えるけど、ほとんど一緒なのか変わるのか。同一条件でパートタイムとフルタイムの任用職員は1年間でどういう差があらわれるのか。もう一度、一般質問でも聞いたけど、これもよくわからなかったんですね。



それで、職種をどう選定するのかと、違いがなければそんなに大騒ぎする必要はないのかもしれませんが、違うとするなら、やっぱりどういう職種を差をつけているのか明確にしてほしいんですね。対象人数が262人いる中で、臨時職員組合に入っている人は20数名と聞いています、30人満たないと聞いています。その組合と6回交渉して同意を得たと言われても、262人の中の20数名では代表権も何もない。これで組合の同意を得たということにはならないのではないかと。やっぱりこのマニュアルを読みますと、きちんと話し合う、本来どういう仕事か、臨時や嘱託職員、正規職員、どういう仕事か、それをどういう身分の人が担っていくのかという位置づけを明確にしないとマニュアルには書いてありますよね。それはどういう整理をされて、ではフルタイムとパートタイム任用職員が必要なのかということが明確にされなければ移行できないのではないかと。なおかつ、このマニュアルでは、ことしの3月にはそういう作業は終わっておきなさいよというふうにも書かれてるんですけども、そのあたりはどういうことでしょうか。

それから、これまでよりも条件が下回ることはないということなんだけれど、しかし、服務規程、上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限、懲戒処分の対象となるかというふうに、極めて服務規律が厳しくなると。そういうことがきちんと一人一人の今の臨時・嘱託職員の皆さんにいわば伝えられて、そしてこう移行していくんですよという作業を綿密に、厳密にやんなさいとマニュアルには書いてあるんですが、そういうことがなされていない段階で条例制定というのはいかがなものかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

とりあえず、時間になりますので。

○議長（中井 勝君） ここで昼食休憩といたします。暫時休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後 0時59分再開

○議長（中井 勝君） それでは、昼食休憩を閉じて再開をいたします。

答弁をお願いします。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 何点か御質問をいただきました。

まず、1点目に、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、それぞれ常勤職員の例に準ずるといふ部分が多いのに、どの部分が違ってくるのかという御質問だったと思います。その部分につきまして、当然、御説明したように常勤職員に準ずる部分は多々ございますが、違うところでいえば、保険であったり年金であったり、これ、勤務時間によるんですが、厚生年金であったり国民年金であったり、あるいは退職金の部分であれば退職金が支給されるか、雇用保険に入って失業保険、そういったも

の支給になるのか、そういった部分、保険であったり共済であったり、そういった部分がフルタイム、それからパートタイムで時間の範囲があるわけですが、違ってこようかなと思います。

それから、職種をフルタイム、パートタイム、どのように選定するのかということですが、冒頭説明させていただきましたように、年間を通じて常勤職員と同じような業務量がある、こういった職種の方をフルタイム、それに満たない方をパートタイムということで振り分けをしていこうということ考えております。

それから、臨職労の組合員、数が少ないのというお話でございました。ただ、こちらといたしまして、全職員を対象にそれぞれの内容について詰めていくということがなかなか困難な状況もございまして、臨職労、組合が組織されているということと、それから、あわせて、事務折衝のときには親組合も一緒に入っていて、現在の臨時・嘱託職員の皆さんだけではなくて常勤の職員にも関係する部分がございますので、そういった形で臨職労それから親組合と一緒に事務の折衝をさせていただいたところでございます。

また、マニュアルにもありますように、現在雇用されている皆さんにも制度周知をなさうということがマニュアルにも出ております。そういった面につきましては、今後時期を見て、方法を考えながら、職員に周知していきたいと思っております。

それから、現状より下回らないということの中で、服務が厳しくなっているのではないかと御質問いただきました。それにつきましては、現在でも臨時職員の勤務に関しまして内規を設けております。その内規の中で、その職務の遂行に当たっては、法令、条例、これに基づく規則の規定に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければならないとしておりまして、今回の制度で改めて服務が厳しくなるということではないと認識いたしております。

○議長（中井 勝君） まだようけあるよ。まだたくさん答弁漏れがありますよ。

○総務課長（井上 弘君） 失礼しました。現在の法律の中でふさわしくない部分ということがございました。その部分につきまして、現行の制度の中では特別職の非常勤職員、一般職の非常勤職員、臨時的任用職員というような法律の区分がございまして、本町で関係しておりますのが特別職の非常勤職員、地公法の3条3項3号、それから臨時的任用職員で22条の2項及び5項になります。この中で現行適切でない部分につきましては、嘱託職員につきまして、特別職の非常勤職員、3の3の3の部分一般職に広げて任用しているという実態がございまして、それから、臨時的任用職員の部分、これが本町の臨時職員が多くがこの位置づけでございまして、臨時的任用職員としながら繰り返しの運用がされてきている、こういったところが現行法上で本町に係る部分の適切でない部分となっております。

○議長（中井 勝君） まだ結構あるけど。例えば、1年間の差はどれぐらいかって。あわせて、職種でそれを変わるのかってという質問もあった。

○総務課長（井上 弘君） 1年間の差、常勤職員と会計年度任用職員の年間の収入の比較という捉えでいいのかもしれませんが、その部分を試算いたしております。例えば仮定の条件で、初任給を、1級9号が今15万3,000円でございますけれども、そこをもとに、なおかつ本俸と賞与のみ、そしてパートタイムについてはとりあえず週35時間というような仮定で試算してみますと、常勤職員では年間230万円ぐらいの給与になります。それから、フルタイム会計年度任用職員では209万円ぐらいになります。この違いにつきましては、勤勉手当の有無によるものがその差になっております。そして、パートタイム会計年度任用職員につきましては、約190万円の年間の報酬になります。この部分につきましては、勤務時間数の差と、それから常勤職員と比べれば、当然勤勉手当の差、そういうものがございます。それぞれ年間の収入でいいますと、それぞれの差が生まれてくるという状況でございます。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） そもそも、この働き方改革、自治法や地方公務員法を改正する目的ってというのは何だったんでしょうか。その目的どおりにこの改正が進んだというふうに見られていますか。例えば長時間労働を解消するっていうことでいえば、合併直後だったと思いますが、豊岡市の職員が過労死されました。それから、八鹿病院の、まだ勤務医だったと思うんですが、過労死されました。こういう働き過ぎって言われるような側面と、逆に、そうでなければ、例えばお医者さんが少な過ぎてそういう働き過ぎ、過労死するほど働かなければ病院運営が回らないと。現実には医師の時間外労働が186時間まで認められるというような議論がされていますよね。こういうことをなくしようということこそ働き方改革ではなかったのかと。特に公務労働は、いわゆる任期に定めのない、つまり常勤職員が当たらなければサービスが安定的に提供できないとか、サービスの質が低下するとかという、公務労働の特有の労働内容である、そういうものをこの任用職員制度になっていけば、本当にいつでも、いわば1年単位でいつでも首を切ることができる。不安定身分をそのまま今度は合法化して、永久に続けることができるという制度改定でもあるわけです。だから、本当に人口減少で働き場所がない、そういう中で、例えば保育所の保育士、今幾ら何度募集をかけてもなかなか働いてもらえない。必要な人数が集まらないがために資格のない人を補助員として採用せざるを得ないと、こういうことがこの改定でできなくなるんじゃないんですか。平澤さんも先ほどちょっと聞いてましたけど、ちゃんと必要人数確保することができるのかどうかと。ますます難しくなるんじゃないでしょうか。

ですから、管理する側から見ればいいのかもしれませんが、働く労働者の側から見れば、本当にこの改定が望まれた、いい改定なのかどうかということはどうのように考えられていますか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） なかなか答弁に難しい御質問でございますけれども、国の今

回の地公法それから地方自治法の一部改正ということの中には、そもそも働き方改革の考え方もございますし、今現在の現行法が不備である、そして実態として生まれている雇用の形態が適切ではない、そういったことを含めまして、今回の法律の一部改正がされているという認識をいたしております。そうした中で、本町でも先ほど申し上げましたように適切な形で任用がされていなかったという部分、反省いたしまして、今回の改正で会計年度任用職員という規定ができましたので、きちりと位置づけて任用なりをしていくという機会ができたという認識をいたしておりますし、また、今回の法改正によって全ての部分が改善されるというわけではございませんけれども、現在嘱託、臨時で勤めていただいておりますの方々の処遇の改善は一部分はできているかなと、できる方向じゃないかなと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと聞かせてください。この追加ナンバー1の第3条ですね、93ページの、この任命権者は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。こういうことが必要になるのはどんな場合なんでしょうか。それで、パートタイムっていうのは7時間半というのが勤務時間じゃなかったですかね。ちょっとそこら辺のところ、整合性を教えてください。

それから、審議資料の20ページに行政職給料表、4条関係ですね、初任給基準表ということで書いてますけれども、補助業務、単純労務、専門業務と書いておるんですけども、これが本当に、例えば自動車の運転手、給食調理員、介護員、その他これに準ずる者、こういう方たちが単純労務なのかなと。補助業務も一緒ですし、専門業務。自動車の運転などが単純な労働だと思ったら、ちょっとこれも大間違いで、給食調理員なども介護員も、本当にそれこそ時間と相手があるものですから、そういうことをきちっとわきまえながら仕事をやらんとあかんのですけれども、何かちょっとそこら辺とこの位置づけがどうなってるのか、これを受けて、特に今回の中で、組合とももう既に合意をされたっていうあれになっとるかわかりませんが、一体どの職種はフルタイムで、それからどの職種はパートタイムなのか、決まった点を教えていただけませんか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 申しわけございません。1つ目の質問、審議資料の場所を探すのがおくれておまして、ちょっと1つ目の御質問に答弁ができません。

それから、2つ目の、審議資料の20ページの行政職の給料表で、補助業務、単純労務、専門業務というふうに分けておりますけれども、これの中に、行政職として現在勤務いただいている方を大きくこの3区分で分けてということで、本来であれば正規職員の場合は技能労務職についても別に規則があるわけですが、今回、会計年度任用職員

におきましては、そこの部分を行政職に含めて書き上げてという状況でございます。自動車運転が単純労務かというような御意見でございますけども、あくまでも区分の表現としてちょっとそういうふうに使っているという御理解でお願いしたいと思います。

それから、どの職がフルでどの職がパートタイムかということにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、フルの要件を先ほど申し上げましたけども、常勤職員と同じように年間を通じてその業務量があるというものをフルタイムという位置づけでということで、どの職がフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員になるかというのは、これから決めていくということになります。現在、どの部分がフルでどの部分がパートタイム、その部分については決まっております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） そうするとあれですね、今の非正規の方たちの関心事であるそういうものがまだ決まってないということになるわけですね。これは条例を制定するについては、余りにもちょっとおかしい、足りない部分がたくさんあるように感じます。

それから、先ほどもちょっと出てましたけども、この審議資料の15ページの第6条、議案第76号関係で、この経験年数っていうのは、今現在、結構長いことお勤めになっての方がおられるわけですけども、20年を超えてるような方も途中切れ目なく勤めておられる方がおられると思うんですけども、こういう方の経験年数なりはいわゆる今度給料表で関係をしてくると、当然、そういうことになるんでしょうか。当然、そうあってしかるべきですしね、これから。

それと、今後、給与はフルタイムそれからパートの皆さんもいわゆる年々上がっていくんでしょうか、時給なりが。そういう保障はどこにあるんでしょうか。それらを答えてください。

○議長（中井 勝君） もう一つ、最初の質問の審議資料の93ページの3条関係のところの、どんな場合がっていう、詳しく質問してあげてください。答弁返ってません。忘れてたらいいです。

○議員（6番 中井 次郎君） まあまあ、ええ、わかったわかった。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 長くこれまで嘱託、臨時で勤務いただいている方がおられます。ただ、その部分、今回その経験年数のところで規定しておりますけども、これまで長く勤務いただいている部分は現給を下回らない、そういった部分で経験年数の部分を加味していくというような考え方をいたしております。

先ほどおっしゃっておられました審議資料の15ページの第6条の部分については、今回新たな制度になるんで、経験年数の加味、これまで勤めていただいていた方については現給を保障するという形で経験年数を加味するということですし、また、新たな制度で任用された方については、その6条で、例えば来年1年勤務いただいて、そしてその

次の年はということになると、1年、12カ月勤務いただくと、ここの計算上では12割る12掛ける4で4号まで昇級といいますか、号給が見れるということになっております。この経験による号給につきましては、先ほども冒頭で申し上げましたけども、一定の範囲、これを設けてということで組合にも説明をさせていただいております。

○議員（6番 中井 次郎君） 給与が毎年上がるのか。

○総務課長（井上 弘君） 給料が毎年上がるのかというのは、ここの6条の書きぶりでしたら、1年勤務することによって12カ月勤務するんで、例えばそれがもう1年勤務すれば、また4号、また4号ということになるような書きぶりをいたしております。ただ、どこまでも上がるということではなくて、一定の範囲を持たせていただくということでございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（6番 中井 次郎君） いいです。

○議長（中井 勝君） そのほか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） ちょっとなかなか難しい条文でございまして、繰り返しになるかもわからんですけども、お尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、今のお話ですけれども、規則の第6条で経験年数をうたっておりますけれども、ここでは経験年数が5年未満の人は12カ月を掛けて12で割った数字が経験年数だと。5年を超える者の経験年数については十五月で割って、端数があるときは切り捨てて、それに4を掛けたものが経験年数の号数になるというふうにうたっておりますけれども、年齢別初任給っていうのは正職員にはあるんですけれども、例えば20歳の人が初めてその職務につく場合と40歳の人がつく場合、これまでいったら民間でやっておられた経験年数っていうものはどのような算定をするのかということをちょっとお聞きしてみたいと思います。

それと、パートタイマーの方の、先ほどの説明の中で、それぞれ手当の関係は費用弁償でお支払いするとか割り増しの報酬を払うとかという説明があったように思うんですけども、そこら辺のところをもう一遍ちょっとどういう格好になるのか教えていただきたいというのと、それと、審議資料の20ページの中で補助業務、単純労務、専門業務とあります。これは行政職給料表ですので、当然技能労務職の給料表ではなしに行政職の給料表を使うということでよろしいと思いますけども、そこをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

もう一つ、ここの中には入ってないですけども、学校関係の臨時職員の方々は、例えばスクールアシスタントであったり、英語助手の方であったり、スクールソーシャルワーカーとか何かそういう補助的なことをされる方々は、この業務の中ではどこに入るのかということ。

それと、今言いましたような学校関係の方々の臨時職員っていいですか、今は臨時職

員ですけれども、その方々の春休み、夏休み、冬休みっていいですか、そういう長期の休みに入る場合の勤務形態はどのようにお考えでしょうか。

先ほどの同僚質問の中にありましたけど、まだフルタイムとパートタイムの仕分けができてないというのは、どういう理由でできてないのか。組合交渉ができてないということなのか、どの部分でどこをクリアしたらここが決まってくるのかということ、という決め方をするかということ、をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、パートタイムの方の追加の休暇規則の中で、4条の第2項の中に1日につき7時間45分を超えない範囲で時間を割り振りすると書いてあるんですけども、ということは、パートタイムの方は時間外の勤務は、緊急な場合はどうかかわからんですけど、原則時間外、例えば1日5時間と決めたら、5時間以上はもう超えない範囲ですので、パートタイムっていうのは、だけえ、時間外勤務というのはないと考えてよろしいでしょうか。

以上、ちょっとそこまでお尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 正規職員に年齢別に初任給基準があるが、また民間の経験の算定はどうするかということでございますけども、基本的には民間の経験の算定というのはいたしません。制度が新しくなる、そこで新規で採用される方については、給与の決定及び支給等に関する規則の別表で定めております基礎号給を一番下の部分として決めていくということになりますけども、ただ、これまで例えば保育教諭などで別のところで勤務されてたという経験があるような場合、単純に比べますと、短大卒なんで、普通であれば1級の17ぐらいに位置づけされますけども、今回雇用されている皆さんの日額でいえば7,900円、それを月額に換算しますと、現在雇用されている方の賃金のほうが高いというような状況がございます。そうした場合には、ちょっと何条か忘れてしまいましたけども、やっぱり職場での均衡というものも考慮して決定していかなければならないと思っております。

それから、パートの手当の支払いについて、通勤に係る部分は費用弁償で支払いをすると申し上げました。

それから、休日勤務、時間外勤務、そういったものについては報酬の割り増し報酬として支払いをさせていただくという考え方でございます。

それから、技能労務職員、これにつきましては、会計年度任用職員では別表に書いておりますように行政職の中で位置づけております。

それから、スクールアシスタントについては、行政職の部分の補助業務に当たるといような解釈をいたしております。

それから、ALTにつきましては、JETプログラムの中で経験年数に応じてもう既に金額が決まっておりますので、それについては、28条だったと思っておりますけども、町長が別に定めることができるようになっておりますので、その部分で対応していくとい

うことになろうと思います。

それから、学校の職場での夏休みの勤務形態につきましては、実態の中でお子さんが学校に来られていないという部分で、平常時といいますか通常、夏季なり冬季の休暇以外の場合と勤務時間については異なる部分があるのかなというような話は、現在も組合員の方々とは事務折衝の中でいたしております。具体的にこういった勤務形態になりますということまでの決定は、まだできておりません。

それから、フルタイム、パートタイムにつきましても、昨年からそれぞれの臨時、嘱託の皆さんの勤務の状況について、所属長であるとか、実際に所属の上司であるとか、確認をいたしてきております。そういった実態をもとに、組合とも協議しながら進めてまいりたいと思います。

パートタイムの時間外は、これはございます。ちょっと何条か忘れましたが、7時間45分に至るまでは、通常でありますと時間外勤務、100分の125であるとか、100分の50であるとか、そういった率になりますけども、7時間45分に達するまでは100分の100というような計算方法でお示してたと思います。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） パートタイム、フルタイムの職種がなかなか決めにくいってというのは、多分そういうことだろうとは思いますが、やっぱりこの部分が早いこと決まってこんっていうと、それぞれの今置かれとる職員についてはやっぱり不安がいつまでも払拭できんと思います。組合との交渉ということも確かにあると思いますけども、早目に交渉を精力的にやっていただいて、やっぱり職員の不安払拭を、早目に取り除いてあげたらと思います。

それと、今の答弁の中で、英語の助手の方は28条ということでありましたけど、もう一つ、地域協力隊はどういう位置づけになるでしょうか。これは臨時職員じゃないっていえないですけども、もしこういう制度の中に入れ込むとしたらどういうことになるのか。

それと、今後のスケジュール、来年4月1日にこの条例が適用されるわけですが、それまでの事務的な、採用に至るまでのといいますか、給与や報酬が決まるまでの労働条件っていいですか、待遇が決まるまでのスケジュールはどのようになっておるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、先ほどから議員の皆様にご指摘をいただいておりますパートタイム、フルタイム、その部分が決まらなると現在お勤めの皆さんの不安も払拭できないということでございます。それにつきましては、今後も鋭意事務折衝なり交渉を進める中で、できるだけ早く詰めていきたいと思っております。

それから、地域おこし協力隊につきましては、この部分も現在嘱託職員でございます。このたびの会計年度任用職員の制度に移行する考え方しております。位置づけ的には行政



職の位置づけで、補助業務というような考え方をいたしております。

それから、採用に至るまでのスケジュールということでございますけども、例年1月ぐらいに次年度の職員募集をいたしておりますけども、今回制度が変わるということの中で、もう少し早目、12月ぐらいには職員の募集をかけたいと考えております。そこに至るまでに、まだ今回、臨時、嘱託、そういった部分の文言が条例に出てくる部分がございますので、その部分については条例規則なりの整備をできるだけ早い段階でやっていきたいと思っております。実際には、職員募集に係る部分、労働条件の部分につきましては、今回9月で上程をさせていただいて、再チェックをする中で漏れがありましたら、できるだけ早い時期に条例規則の改正についてお願いをすることになろうかと思っております。そのほか、職員の募集に関して、読みかえ規定とか特に募集の要領などに関係してこない部分につきましては、施行日までに条例規則の整備をしまいたいと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 審議資料の15ページの3条のところにフルタイム会計年度任用職員の件が書いてあって、そこに「能力等を考慮し」という表現の中で、その人の等級を決めていく、職務の級を決めていくということがあって、次のページ、16ページの7条のところでは、これは経験年数という表現にはなっているんですけども、常勤職員との均衡を考慮して号数を決定するというので、3条では個人を評価した、要は個人を評価してあげるっていうことで、7条については、逆に評価するのではなくて抑えていくということに多分なるのではないかなと理解します。

それとあわせて、追加の審議資料の96ページで、これは休暇の関係なんですけれども、16条に、ここでは常勤職員との権衡及び職務の特殊性を考慮し任命権者が別に定めるということで、休暇についての評価についても、本人の評価ではなくて、その部署における評価という形で抑える方向になってると思うんですけども、この取り扱いによっては不利益を生じる可能性があるのではないかと感じるんですけども、実務の中でこのあたりの不利益が払拭できる対応をされるのであれば問題ないかと思うんですけども、そのあたりについての準備といいますか、方針等があれば聞かせていただけますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それぞれの職種もたくさんございますし、それぞれケースごとということになると思います。ただ、ケースといいますが、条例規則を定めておりますので、その範囲内ということになります。個々の事例に照らし合わせて、給与であったり、勤務の時間であったり、あるいは休暇等についても決めていくことになるかと思っております。

能力の部分につきましては、個人の能力ということもございまして、また、資格、そ

ういったものも加味してこなければならぬ部分もあるかと思ひますし、また、7条ではその職種における職場での均衡、そういったものを加味してまいらなければいけないというようなこととごひます。ちよつと答弁になるかどうかわからないんですけども、個々具体的な事例に沿って決めていかなければいけないと思ひております。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ある意味では実施内容といひますか、運用について非常に微妙な部分があろうかなと思ひるので、差がない、不利益が生じない形の中で運営をしていただきたいと思ひますので、そのあたりについては、実際にこの規則が施行される前に、またはされてからにおいても、それぞれ不利益が生じない、また平等である形で維持していただく必要があると思ひますので、御検討をお願いします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 組合とも事務折衝なり交渉を重ねて、できるだけ不利益が生じないような形の調整ができればと思ひます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 条例の24条、この中の2項に「日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する」と。パートタイムの場合は2種類、いわゆる報酬なんかの関係でも分かれるってということですか。いわゆる時間給、それから勤務時間ですね、日数、それのいうことになるわけですか。

それと、もう一つは、26条は「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは」、ちよつと途中は省きますけど、「その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する」と。これが例えば学校なんかのソーシャルワーカーだとかそういう方たちに適用される内容じゃないんですか。ちよつと事例がもう一つ浮かばないんでね、月額報酬ですから、普通減らされることはないのかなと思ひてたら、こういう形で一つは減らされる場合がありますということですから、ちよつとそこら辺のところ説明してください。

その2点、お願いします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、パートタイム会計年度任用職員につきましては、月額報酬とする場合、それから日額とする場合、それから時間額とする場合、3種類がごひます。そうした中で、26条の部分につきまして報酬の減額と書いておりますのは、それぞれ休日法による休日、それから年末年始の休日、それから有給を使っている場合、そういった場合以外に、要は無給で、あるいは欠勤した場合、そういった場合の減額について定めている規定とごひます。それぞれ月額、それから日額、時間額ということで報酬を決めておりますので、それぞれの決め方によって報酬の額を減額することにつ

いて規定しているものでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

まず最初に、本案に対し反対者の発言を許可いたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 議案第67号、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について反対討論を行います。

この問題になっております働き方改革は、1995年、日経連が打ち出した新時代の日本的経営の方針から始まりました。終身雇用制の解体や成果主義賃金、さらには非正規雇用の拡大など、そして、公務員バッシング、公務員改革につながってきています。

この会計年度任用職員制度の最大の問題点は、会計年度単位の有期任用の職員制度であり、非正規職員を正式に公認する制度となることにあります。

以下、2つのことを指摘したいと思います。

1つは、正規職員の業務は組織の管理運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務に限定しようとしています。公共サービスの提供者から公共サービスの管理者へ、正規職員は管理者とかじ取り中心に限定し、嘱託・臨時職員の長年の悲願であった一時金の支給など、労働条件の一定の前進はあるものの、住民の暮らしや命にかかわる現場の業務の大半が不安定雇用の会計年度任用職員に置きかえが可能となるという問題であります。

2つには、会計年度任用職員は地方公務員法で規定された公務上の義務、職務規律、人事評価が適用され、上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限など一般職員化が行われます。労働条件で正規職員との格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みという問題があります。任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営という公務労働の原則から大きく逸脱することになりはしないのか。公務員が提供する住民サービスの質が低下するおそれがあるのではないのか。

以上を指摘して反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、賛成者の発言を許可します。ありませんか。いいですか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、反対はないですね。それでは、これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第68号

○議長（中井 勝君） 日程第6、議案第68号、新温泉町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） それでは、議案第68号、新温泉町印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。説明の都合上、審議資料24ページの概要資料をごらんください。

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等についてということで、一部改正例が出ております。主には、女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等の改正を行うものでございます。それに伴いまして、印鑑登録につきましてもそれを適用するための印鑑条例の一部改正でございます。

旧氏の定義でございますが、その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍または除かれた戸籍に記載または記録がされているものでございます。

次に、住民票、個人番号カード等に記載できる旧氏の記載ということで、一度記載した旧氏は、婚姻等により変更されてもそのまま記載が可能ということでございます。そして、変更の際には直前に称していた旧氏に限るものでございます。旧氏記載の請求、旧氏確認の方法を記載しております。

公布日が平成31年4月17日、施行予定日としまして11月5日から施行するとなっております。

続いて、戻っていただきまして、22、23ページの新旧対照表をごらんください。第5条、登録登録の制限、第6条、印鑑登録原票、第12条、印鑑登録の職権抹消、第13条、印鑑登録の証明、いずれも氏名及び通称に旧氏を加える規定でございます。第5条の1項1号関係令第30条の13とは、先ほどの概要資料の旧氏の定義の規定でござ

ざいます。また、同じく第5条の令第30条の16第1項とは、外国人住民の住民票に通称の記載を求める際に、呼称を居住関係の公証とするための資料の提示等について規定がされているものでございます。

それでは、議案、条例本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日として、この条例は令和元年11月5日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第69号

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第69号、新温泉町商店街活性化拠点施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、商店案内所・杜氏館業務について指定管理業務を行うことを可能とするため、所要の改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第69号、新温泉町商店街活性化拠点施設条例の一部改正について御説明をいたします。

本案につきましては、商店街活性化拠点施設であります新温泉町湯98番地1に所在する商店案内所と杜氏館の2施設について、現在、商店案内所は湯村温泉観光協会へ貸し館としており、杜氏館は町の直営で管理をしております。それぞれ管理方法が異なることから、今後一体的に管理をし、指定管理ができるように所要の改正をお願いするものです。

説明の都合上、新旧対照表で説明をいたしますので、審議資料の25ページをお開き

願います。

指定管理ができる条文を追加するため、現行の第7条から第9条を改正案では第9条から第11条に繰り下げ、第6条の次に2条を加えるものでございます。第7条として、指定管理者による管理を規定し、指定管理ができることとすること、休館日並びに開館時間を町長の承認を得て変更できること、条例中の文言について、町長を指定管理者、利用時間を利用時間、使用者を利用者と読みかえるものとしたします。

次に、第8条として指定管理者が行う業務を定め、施設及び設備の維持管理と施設の運営に関するもののうち、町長の権限に属する事務を除いた業務と規定をいたします。

それでは、議案の本文に戻っていただきます。附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 指定管理ができるようにという条例の改正ですが、指定管理はいつからする予定でしょうか。それを聞きたいと思います。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 今回の議案を御了承いただきましたら協議を進めまして、12月には指定管理者の御提案を上程させていただきたいと考えております。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 同時に指定管理とあわせてしなかった理由というのは何でかなと思うんだけど、指定管理者というのは公募しても多分1つの団体しか出てこないのかなっていう気がするんだけど、一緒にできなかった理由っていうのは何かありますか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 特に指定管理をしなかったという理由は今のところは聞いておりませんが、それぞれ2通りの管理をしてきたことで運営をしてきたことに特に大きな支障がなかったということでございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 僕の認識からいえば、同時にしたほうがいいのかないという気が、多分そのほうが効果的ではないかと。確かに条例を直しといて、それから改めてまた募集をかけてとか、それがあつた分正規かなという気もせんでもないんだけど、従来の指定管理に係る条例改正、また指定管理者の選定については同時進行であったような気がするもんで、大きな理由がなかったら、なぜそうしないのかなと。それに伴って補正が発生する場合もあるし、ちょうどこの9月でやってしまうということもあっていいのではないかと気がするんだけど。特段の問題がなければしてしまえばええという気がするんですが、いかがですか。今出てないからあれだけだな。

○議長（中井 勝君） いいですか。（発言する者あり）

田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 従来どういう形にしていたのかというのはちょっと不明なんですけれども、今回の条例改正については条例できちっと指定管理の制度を御了解いただいた後、やはり公募するというふうな形の、手続上明確にするという意味で、議会の御了解を得た上で募集をかけるという手続にさせていただいているところでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 定かではないんですけども、但馬杜氏の方に対する敬意を払うというような意味合いがあったのではないかなと。だから、直営で維持管理をしていた経過をもう少し歴史的に明確に調査した上で、あるいは当時の皆さんと協議をした上でこういうことになってきているのかなと、ちょっと不安になるんですが、いかがでしょうか。（発言する者あり）いや、僕も記憶が定かじゃないが、何かそんな理由があったような気がするんや。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 杜氏組合っていいですか、元OBが今の杜氏館の管理をさせていただいております。非常に高齢化っていいですか、なかなか人選っていいですか、非常に難しいところもあるようであります、高齢化もありますし。そういった中で観光協会と統一的に運営したいという話が出てきたということ聞いております。

前の岩垣商工観光課長にちょっとその辺の経緯がわかれば報告をしてもらいます。

○議長（中井 勝君） じゃあ、もとの課長、岩垣課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） この件につきましては、従前から産建委員会で今後の予定ということで、昨年度から示させていただいております。大体その工程に沿って今進めているところでございますし、今、杜氏さんのお話ございましたけれども、今現在がシルバー人材センターに直営事業でございますけども、委託としてお願いをしております。シルバー人材センターの中から杜氏さんを選んで勤務をいただいている状況でございます。町長言いましたように、なかなか高齢化が進んで、必ずしも杜氏に限定した形がとれていないという状況もございますし、これからの運営方法をシルバー人材センターや皆さんと相談させていただきながら進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時05分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか質疑があれば。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を打ち切ります。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 7 0 号

○議長（中井 勝君） 日程第 8、議案第 7 0 号、新温泉町十字谷残土処分場条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うため、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により税率が引き上げられることに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 議案第 7 0 号、新温泉町十字谷残土処分場条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。改正内容といたしましては、提案説明に記載のとおりでございますが、消費税法を改正する法律並びに地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行により、税率が現行の 8 % から 1 0 % に引き上げられることから、残土処分場使用料の改正をお願いするものでございます。

説明に際しまして、審議資料の 2 7 ページの表を見ていただきたいと思っております。消費税率改正に伴う残土処分場使用料の改正案という表でございます。

残土処分場の残土受け入れに際しましては、使用料をダンプ積載能力によりまして条例区分としており、2 トンから 9. 5 トンを超えるものまで 4 段階に区分をいたしております。まず、計算基礎の欄を見ていただきたいと思っております。現行の使用料は基本といたしまして 1 トン当たり消費税 8 % を含みます 8 8 0 円としております。税抜き額といた



しましては、Bイコールとしておりますが、1トン819円になりますので、これに10%を加算した額の10円未満を切り捨てたしまして、1トン当たり900円といたしております。この額をダンプ区分毎の最大積載量に乗じた値としております。条例区分の2トン以下のものは1,760円から1,800円に、次の2トンを超え4トン以下のものは3,520円から3,600円に、4トンを超え9.5トン以下のものは8,360円から8,550円に改正となります。一番下の9.5トンを超えるダンプにつきましては、そのダンプの最大積載量に1トンにつきまして880円を乗じた額から900円を乗じた額に改正をお願いするものでございます。

なお、審議資料の26ページにつきましては、この改正内容の新旧対照表でありますので、御清覧をいただきたいと思っております。

それでは、本文に返っていただきまして、改正条文になりますけれども、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 今回、この条例以外にも消費税に絡んでの改正があるわけですが、この町として、消費税をもってして上げるといふものと、そうでないものと、据え置く分も多分ある。その辺の判断っていうのはどこにあるのかなということ。もしわかれば、どれだけの消費税絡みの条例があって、その中でこれだけをとってというようなところまで調査というか、されて、個々の条例改正に至ってるのかなと。その辺を、この件だけじゃないんですが、今回の多くの条例改正の中における消費税についての質問です。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 使用料に関するもの、手数料に関するもの、消費税が転嫁されるものはいろいろなものがあるかと思っております。その全てを把握できているというものではございませんが、まず一番、本町にとって多くの施設で関係しているのが使用料徴収条例になるかと思っております。この部分につきましては、現行の使用料徴収条例で43施設の使用料をこの条例にまとめ上げているわけでございます。この部分につきましては、旧町時代からどういうふうに消費税が転嫁されてきたかということをやっとさかのぼって検討してございまして、まず、平成元年に消費税が3%、消費税が設定されたわけでございます。そして、次が平成9年に5%、26年に8%、そして本年10月に10%というような消費税が改定をされております。この消費税について、要は消費税率アップに伴う使用料を義務的改正ではなくて、消費税率アップによるコストの増加に伴う使用料等を政策的にどういうふうに判断して改正するのかわからないのかということだと思っております。

こうした消費税率の改正の経過を追う中で、本町としましては、旧町にさかのぼるわけでございますけども、温泉町の使用料条例では、平成元年に3%、使用料に転嫁するような改正をいたしております。そして、平成9年に建物の目的外使用料、この部分について100分の3、要は3%から100分の5、5%に改正をいたしております、個々の使用料については改正をいたしておりません。浜坂町の使用料徴収条例におきましても、温泉町の使用料徴収条例の改正と同様に、平成3年、それから平成9年に条例を改正しているところでございます。

これらの経過を勘案する中で、平成30年度に使用料徴収条例の中にある施設でどれだけの使用料が上がっているかというような試算をいたしました。そして、今回、消費税率については、先ほど申し上げましたとおり、3%を転嫁してから、それ以降の改正はいたしておりませんので、もし今回10%ということになれば、単純に計算しますと7%転嫁されるということになるかと思えます。その額につきましては、平成30年の使用料の実績でいきますと、約700万円余りが使用料としてふえるということになります。これらについて、住民に負担をお願いするかどうかという判断のもとで、条例改正を御提案させていただいていないという状況でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 上げないということはありがたい部分がありますので、僕は上げろという意味じゃなくて、町全体を総合的に見て、個々をちゃんと見た後にこうしましたというんだったらいいんだけど、使用料、多くの町民がその関係する部分をちゃんとおいてくれたということですからありがたいんですけど、こうして大きな制度改正があったときに、自分の懐の中をやっぱり一つ一つちゃんと検討しとかんとあかんのかなと。ただ、それが例えば、あっ、しまった、あのとき少し上げさせてもらったらよかったとか、そんなことにならないためにも、消費税に関係するもう全ての条例をそういう機会にはちゃんと見るぐらいの作業をやっぱりすべき違うかなと。決して上げという意味じゃないですよ。そういう点検した後に、こうして個々の条例が出てくると、そういうふうにあってほしいなど、半分要望ありますけど、意味としてはそんなとこであります。

○議長（中井 勝君） いいですね。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許可します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、議案第70号、新温泉町十字谷残土処分場条例の一部改正に反対する討論を行います。

今、質疑でもございましたように、消費税の増税に伴い、町における各種手数料の積算根拠になる経費がやはりどんどん上がるということでもあります。そして、当然、町民の暮らしにも大変な影響を与えると。消費税増税に伴い、この十字谷の残土持ち込み料金を値上げするものでありますが、値上げにより公共工事や民間の工事単価に影響を及ぼします。ひいては町財政にも悪影響を与えると。町民生活にも結果的には悪い影響が出てくる可能性が強いわけであります。

消費税は1989年、平成元年に税率3%で導入され、その後の30年間に5%、8%と増税が繰り返されてきました。消費税というのは、原則としてあらゆる商品やサービスに課税され、低所得者ほど税負担が重くなります。税金の負担は能力に応じてという大原則から外れた税金であります。社会保障を受ける低所得者へ負担が重くなる消費税を増税する、これほど愚かな政策はありません。物が売れない、買えない、こういった状態から、商店や工場の売り上げ減少、賃下げ、ますますの景気悪化と、悪のスパイラルがまた繰り返されるわけであります。

今必要なのは増税ではなく、減税により家計消費を温め、景気回復に向かうことだと考えてるところでございます。1989年から2019年、この30年間に徴収した消費税の総額は327兆2,000億円、同じ期間に法人税減税で減った税収は272兆1,000億円であります。消費税の税収の83%が法人税減税で持っていかれたということでもあります。当時の経団連など、経営者団体と政府との間に、消費税導入のかわりに法人税減税を約束したという話が出てるところでございます。

なお、2018年、資本金10億円以上の大企業における内部留保金は449兆1,420億円、過去最高を更新をしております。他方、労働者の賃金は下がり続けています。安倍自公政権は、増税とともに、相次ぐ社会保障制度改悪を今後行う予定です。少額受診者への追加負担、要介護1、2の生活援助の保険給付外し、病床削減、後期高齢者窓口負担原則2割にアップ、介護保険の利用者負担2割に引き上げなどが予定されています。これらの点からも、消費税が社会保障の安定的財源にならないことは明らかであります。したがって、反対をいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立12であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。35分まで。

午後2時21分休憩

午後2時35分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

日程第9 議案第71号

○議長（中井 勝君） 日程第9、議案第71号、新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、議案第70号と同様、関係する法律の改正により税率が引き上げられることに伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 議案第71号、新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

先ほどの議案と同様に、消費税率の引き上げに伴い、残土処分場使用料の改正をお願いするものでございます。

説明に際しまして、審議資料の29ページの消費税率改正に伴う残土処分場使用料の改正案の表をごらんください。

残土処分場の残土受け入れに際しましては、十字谷と同じく、使用料をダンプの積載能力により、2トンから4トンを超えるものまで4段階に区分しております。

計算基礎の欄を見ていただきたいと思います。現行の使用料は1トン当たり、消費税8%を含みます1,550円としております。税抜きといたしましては、Bイコールとしております1トン1,440円となりますので、これに10%を加算した額の10円未満を切り捨てたしまして、1トン当たり1,580円としております。この額を、表の下の米印のところの説明にございますように、ダンプ区分毎の平均受け入れ土量に乗じた値としております。

なお、この平均受け入れ土量といたしますのは、もともと下夕山の残土処分場では平成28年の7月まで計量器、トラックスケールを使用しまして実測をしていましたが、管理棟の横を流れております味原川の河川改修工事の際に管理棟を移転いたしましたので、その段階で計量をやめまして、ダンプの種類ごとの積載能力区分に改正してるところでございます。

この改正に際しまして、ダンプ1台当たりの使用料が改正までの実測の使用料と改正

後のダンプ1台当たりの使用料が大きく変動しないようにということで、これまでの計量実績をもとにダンプの能力区分の平均土量で算定をいたしましたものでございます。その平均受け入れ土量は、それぞれ欄の括弧の中に表示しています。2トン以下では1.5トン、2トンから3トンでは2.5トン、3トンから4トンでは3.5トン、4トンを超えるものにつきましては7.5トンとしておりまして、それに1トン当たりの改正後の単価1,580円を乗じた額としております。

条例区分では、2トン以下のものにつきましては2,325円から2,370円に、次の2トンを超え3トン以下のものは3,875円から3,950円に、3トンを超え4トン以下のものは5,425円から5,530円に、4トンを超えるものにつきましては1万1,625円から1万1,850円にそれぞれ改正をお願いするものでございます。

なお、審議資料28ページはこの改正内容の新旧対照表でありますので、御清覧いただきたいと思っております。

それでは、本文に戻っていただきまして、条例改正文でございますが、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行をいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、議案第71号、新温泉町下夕山残土処分場条例の一部改正に反対する討論を行います。

この件も消費税増税に伴い、残土持ち込み料金を値上げするものであります。値上げにより公共工事や民間の工事単価に影響を及ぼし、ひいては町財政に悪影響を与え、町民生活にも悪影響を与えます。したがって、反対といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 72 号

○議長（中井 勝君） 日程第 10、議案第 72 号、新温泉町温泉供給条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましても議案第 70 号と同様で、関係する法律の改正により税率が引き上げられることに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、上下水道課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村 誠君） それでは、議案第 72 号、新温泉町温泉供給条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

平成 24 年 8 月に成立いたしました社会保障の安定財源の確保などを図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正するなどの法律などにおきまして、消費税及び地方消費税率が令和元年 10 月 1 日に 8% から 10% に引き上げられることが規定されているところでございます。温泉加入金及び温泉使用料に消費税及び地方消費税を円滑かつ適正に転嫁するため、所要の改正を行うものでございます。

この後説明させていただきます水道事業、下水道事業についても同様の改正がございますので、消費税率の引き上げとして説明させていただきます。よろしく願いいたします。

説明の都合上、審議資料の 30 ページ、新旧対照表をお開きください。別表第 1、第 9 条関係です。温泉加入金、温泉名の七釜温泉、種別、営業用の現行加入金は 6 万 4,800 円でございます。これの消費税及び地方消費税 8% を転嫁しないところの加入金正味の額は 6 万円です。税率が 10% へ引き上げられますので、消費税分は 6,000 円となります。6 万円と 6,000 円を足したところの 6 万 6,000 円に改正案のとおり改正していくということで、以下、同様に改正するものでございます。

次のページ、別表第 2、第 26 条関係です。温泉使用料金額、月額、七釜温泉営業用基本使用料金は 1,080 円で、その右の超過料金、第 1 次は 54 円、その右の第 2 次は 108 円でございます。消費税及び地方消費税を転嫁しない使用料金は、それぞれ基本料金が 1,000 円、超過料金、第 1 次は 50 円、第 2 次は 100 円です。加入金と同様に 10% の消費税及び地方消費税を加えた 1,100 円、55 円、110 円に、以下同様に記載のとおり改正するものでございます。

議案に戻っていただいて、めくっていただいて、別表第 2 の下段に附則がございます。附則といたしまして、施行日は令和元年 10 月 1 日としており、経過措置として、施行日前から継続している使用について、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に使用

料の支払いを受ける権利の確定する場合の当該確定した使用料については、なお従前の例、従前の税率8%によとしております。一例を挙げますと、毎月検針ですので、検針日が10月ですと、10月分は従前の例、8%、11月から10%となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

まず最初に、本案に対し反対者の発言を許可します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、議案第72号、新温泉町温泉供給条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

消費税増税に伴い、温泉使用料を値上げするものであります。値上げにより町民生活にも悪い影響を与えるとともに、町の施策であるおんせん天国にも悪影響があるのではないかと考えるところでございます。

以上の理由で反対といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立12名、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第73号

○議長（中井 勝君） 日程第11、議案第73号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び水道法の一部を改正する法

律の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令の公布並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により税率が引き上げられることに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、上下水道課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村 誠君） それでは、議案第73号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

まず、平成30年12月に成立した水道法の一部を改正する法律の施行について、その施行期日を定める政令及びその施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が公布され、令和元年10月1日から施行されますので、その所要の改正を行うものでございます。

次に、消費税率の引き上げに伴い、水道加入金及び水道使用料に消費税及び地方消費税を円滑かつ適正に転嫁するため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の32ページ、新旧対照表をお開きください。

まず、条文見出し、両括弧でつけてあります加入金、第7条第2項の表中、口径13ミリメートルの加入金の額は現行10万8,000円でございますけれども、消費税及び地方消費税8%を転嫁しないところの加入金の額は10万円です。税率が10%へ引き上げられますので、1万円の消費税及び地方消費税を加えた11万円に、以下、同様に記載のとおり改正するものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。別表、第26条関係、専用給水栓、口径13ミリ、1カ月につき基本料金は現行1,720円で超過水量料金は172円でございます。消費税及び地方消費税8%を転嫁しない基本料金の額は1,600円、超過水量料金は160円です。税率が10%へ引き上げられますので、それぞれ基本料金に160円、超過水量料金は16円の消費税及び地方消費税を加えた1,760円、176円に、以下、同様に記載のとおり改正するものでございます。

32ページにお戻りいただいて、見出しの構造及び材質、第8条第1項中、水道法施行令第5条を第6条へ改めるもので、水道法施行令の改正によります条ずれの改正でございます。

次ページの条文見出し、給水装置の基準違反に対する措置、第36条第1項中、水道法施行令第5条を第6条へ改めるのも同様です。次に、条文見出し、手数料、第33条第1項に更新手数料を追加するものです。水道法の一部を改正する法律により、指定給水装置工事事業者制度が改善されまして、工事を適正に行うための資質の保持や実態と乖離の防止を図るために事業者の指定に更新制が導入されます。この規定が改正案の下線が引いてあります水道法第25条の3の2第1項で、その更新するときに1件につい



て1万円の手数料の納付を求める内容です。第3号として追加し、以下の号は1号ずつ繰り上がります。第2項も同様に、1号繰り上げる改正でございます。

議案にお戻りいただいて、めくっていただいて、附則として、施行日は令和元年10月1日としておまして、経過措置として、施行日前から継続している使用について、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利の確定する場合の当該確定した使用料についてはなお従前の例、従前の税率8%によるしております。こちらのほうは隔月で、一例挙げますと、検針日が10月であった場合、10月分、11月分は8%の従前の税率、12月からが10%の税率となります。

次に、この給水条例の一部改正に関連いたしまして、審議資料35ページをお願いいたします。新温泉町水道事業給水規程の一部を改正する訓令について御説明させていただきますので、めくっていただいて、新旧対照表をごらんください。条文見出し、給水装置使用材料、第6条第1項中、水道法施行令第5条を第6条へ改めるもので、水道法施行令の改正によります条ずれによる改正でございます。次に、見出し、給水管及び給水用具の指定、第7条第2項第2号中、政令第5条を第6条へ改めるのも同様です。

35ページに戻っていただきまして、附則として、施行日は令和元年10月1日としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ありません。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許可します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、議案第73号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

消費税増税に伴い、水道料金の値上げをするものでございます。水道料金は、御存じのとおり、町民どなたでも受けているサービス、いわゆる公共料金でございます。この公共料金を上げることによって町民生活にも極めて悪い影響があると、このように考えるところでございます。

以上で反対の理由といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（中井 勝君） 起立多数、12名です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第74号

- 議長（中井 勝君） 日程第12、議案第74号、新温泉町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格要件並びに水道技術管理者の資格要件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

- 町長（西村 銀三君） 本件につきましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、上下水道課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

- 議長（中井 勝君） 北村上下水道課長。

- 上下水道課長（北村 誠君） それでは、議案第74号、新温泉町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格要件並びに水道技術管理者の資格要件に関する条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

水道法の一部を改正する法律の施行について、その施行期日を定める政令、その施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が公布され、令和元年10月1日から施行されますので、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の37ページの新旧対照表をごらんください。条文見出し、布設工事監督者の資格、第3条中、水道法施行令第4条を第5条に改めるもので、水道法施行令の改正によりまして条ずれの改正でございます。次の水道技術管理者の資格、第4条中、政令第6条を第7条へ改めるのも同様です。

議案に戻っていただきまして、附則として、施行日は令和元年10月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

- 議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

- 議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 13 議案第 75 号

○議長（中井 勝君） 日程第 13、議案第 75 号、新温泉町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件は議案第 70 号と同じく、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により税率が引き上げられることに伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、上下水道課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村 誠君） 議案第 75 号、新温泉町下水道条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

消費税率の引き上げに伴いまして、下水道使用料に消費税及び地方消費税を円滑かつ適正に転嫁するため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の 38 ページの新旧対照表をお願いいたします。条文見出しの使用料の算定方法、第 20 条第 1 項中、100 分の 108 を 100 分の 110 へ改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、施行日は令和元年 10 月 1 日としており、経過措置として、施行日前から継続している使用料について、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に使用料の支払いを受ける権利の確定する場合の当該確定した使用料についてはなお従前の例、従前の税率 8% によるとしております。

例えば検針日が 10 月の場合、10 月分、そして 11 月分が 8% となり、12 月分から 10% となります。また、両括弧内に記載のとおり、使用人数により算出する場合にあっては、施行日から同年 11 月 30 日までの間に使用料の支払いを受ける権利の確定するものの当該確定した使用料はなお従前の例、従前の税率 8% によるものとして、水

量制と人数制の間で経過措置が同様の扱いとなるように調整しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（西村 銀三君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 1点だけ、経過措置の中で、10月分の検針は8%というお話で、11月分の検針から10%にするという経過措置という説明でございませうけれども、消費税を国に納める場合、多分この施設もそういうことをやっとなさうなんでしょうけれども、10月分で施行されとるわけですので、10%。その場合、10月分は10%で払うのか、8%で払うのか、ちょっとそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村 誠君） この経過措置は消費税法などによるものでして、10月に確定する場合には、そのものについては従前の税率8%ということになります。ですから、これ、例等を申し上げましたのは、水道を御使用の場合、偶数月の検針になりますので10月の検針となります。その10月分は通常どおり10月、11月の納付書として出ますから、その分については8%ということなんです。

ただ、両括弧内で御説明いたしましたのが、人数制の部分は月末現在の住民基本台帳数値によって料金を計算するというようになっております。それですと、料金制のほうは一月早く10%が課税されるということになり、それが消費税法は正しいと。しかしながら、両地域の均衡を保つ必要がありますし、また、プログラム計算上なかなかそのあたりが難しいということで、その2つの理由によって、両括弧内においては、今、議員がおっしゃったとおり、一月分については消費税法が予定している2%の値上げ部分は事業会計が見るということになります。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許可します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、議案第75号、新温泉町下水道条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

この問題も消費税増税に伴い、下水道の条例、使用料金を変えるものでございます。当然、公共料金の一つとして町民生活にも多大なる影響を与えます。この立場から反対をいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第76号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第76号、新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては議案第75号と同様、関係する法律の一部改正により税率が引き上げられることに伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、上下水道課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村 誠君） 議案第76号、新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

消費税率の引き上げに伴いまして、生活排水処理施設使用料に消費税及び地方消費税を円滑かつ適正に転嫁するため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の39ページの新旧対照表をお開きください。条文見出しの使用料の算定方法、第15条第1項中、100分の108を100分の110へ改めるものでございます。

議案にお戻りいただいて、附則として、施行日は令和元年10月1日としており、経過措置として、施行日前から継続している使用について、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利の確定する場合の当該確定した使用料についてはなお従前の例、従前の税率8%によるとしております。

先ほどの例と同じです。検針日10月の場合、10月分、11月分として納付書を発行いたしますのは8%、12月分から10%になるということです。また、両括弧内に記載のとおり、使用人数により算出する場合にあっては、施行日から同年11月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利の確定するものの当該確定した使用料はなお従前の例、従前の税率8%によるものとして水量制と人数制との間で経過措置が同様の扱

いとなるように調整しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許可いたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、議案第76号、新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

これも消費税増税に伴い、利用料、使用料の値上げをするものでございます。値上げにより町民生活にも多大なる影響を与えます。したがって、反対いたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第77号

○議長（中井 勝君） 日程第15、議案第77号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては議案第75号と同様、関係する法律の一部改正により税率が引き上げられることに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、公立浜坂病院事務長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 吉野病院事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） それでは、議案第77号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてということで御説明をいたします。

このたびの条例改正の提案理由でありますけれども、消費税法の一部改正する等の法律などの法律改正によりまして税率が引き上げられます。それに伴い、使用料と手数料の所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、審議資料の40ページをごらんいただきたいと思います。

まず、別表第1ということで、これは第5条に規定しております使用料に関するものでございますが、まず、種別の中で病室であります。一番上の個室（特別室）1人1日につき8,640円とありますけれども、現在、特別室というのを設置しておりませんので、このたびの条例改正により削除をさせていただきたいと思います。個室につきましては、1人1日につき4,320円、改正案としましては、税抜き4,000円に税率改正の上昇分2%、80円加算して4,400円に改正をさせていただきたいと思います。2人部屋についても同じような内容で、1人1日につき2,160円を2,200円。それから、健康診断料につきましては、診療報酬点数表の点数に準ずる額に乗じる額100分の8とありますところ、改正後に100分の10ということで改正をさせていただきます。次に、特定療養費につきましても同じような内容で、入院基本料減額相当額に100分の8を乗じるとあるのを100分の10を乗じてという形で乗率を変えさせていただくものであります。

それから、別表第2でございますが、これは条例第6条の手数料に係るものでございます。種別に、ごらんとおり死亡診断書から一番最後の領収証明書まで15件でございます。金額につきましては、2,160円に相当するのが5件、3,240円に相当するのが1件、4,320円に相当するのが1件、5,400円に相当するのが4件、6,480円に相当するのが4件、合計15件でございます。これら、それぞれにつきまして同じように条例改正に上げますのは、税率改正に相当する金額の上乗せということで、2,160円の手数料については2,200円に、3,240円については3,300円に、4,320円については4,400円に、5,400円については5,500円に、6,480円については6,600円にということで、税抜きの金額に2%相当額加算という形で条例改正をお願いをさせていただくものであります。

ここで、条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。まず、施行期日ですけれども、令和元年10月1日から施行するとさせていただきます。それから、経過措置としまして、改正後の別表第1、使用料でございますけれども、この規定については、条例の施行の日以後、診療等に係る使用料について適用し、同日前の診療等に係る使用料についてはなお従前の例によるという形で提案をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） これで消費税の関係の条例が終了すると思いますけれども、消費税関連で一本で条例の上程ができると思うんですけども、これを分けた理由はどういう理由で一本ずつの条例というか、提案にされたのか、ちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後3時17分休憩

午後3時19分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 意図というほどではないんですけども、基本的には、今、議員おっしゃったように、8%を10%にするだけということであれば一本でやるということもあるんですけども、その際に、あわせて、例えば病院の場合は特別室の、現状に合わせて修正をしたというところもございますので、その都度、条例の規定上で整備をした部分がありますので、それぞれでやらせていただいたということでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入りたいと思います。

まず最初に、本案に対し反対者の発言を許可します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） これが最後でございます。議案第77号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

病院もかと率直に驚きました。消費税の増税により使用料、手数料の値上げということとあります。町民の生活、健康、そういったところにも悪影響があるのではないかと危惧をいたします。したがって、反対をいたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



○議長（中井 勝君） 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第78号

○議長（中井 勝君） 日程第16、議案第78号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 議案第78号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、町長が子ども・子育て支援制度における施設型給付費の支給対象施設として確認する認定こども園やそれ以外の地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

説明の都合上、審議資料で説明をさせていただきます。審議資料の85ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴うものでございます。そこにありますように、概要として、3歳から5歳までの認定こども園、保育所などを利用する全ての子供たちの保育料が無償化されます。米印で、ゼロ歳から2歳児までの子供は住民税非課税世帯が無償化の対象になりますということです。

その下です。保育料無償化の対象者としまして、(1)で、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供の保育料が無償化されますと。無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間ですと。年度の途中で満3歳に達した子供は翌年度、翌年の4月分から無償化になります。無償化の対象は保育料になります。行事費、その他実費で負担していた費用はこれまでどおり保護者の負担ということになります。(2)のゼロ歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯、年収360万円未満ですが、この世帯を対象として保育料が無償化されます。住民税課税世帯で

子供が2人以上いる場合は、負担軽減の観点から現行制度を継続して、就学前児童の最年長の子供を第1子としてカウントして、ゼロ歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償ということになります。

次に、給食費の負担でございます。給食費は、自宅で子育てを行う場合でも同様にかかる費用です。このため、施設を利用する場合も、これまでと同様に保護者の負担となります。月額は、これまでと同じ4,300円ということです。1号認定、3歳以上の教育標準時間認定ということで、幼稚園の部分ですが、の子供の場合は、保育料は無償化になりますが、給食費は保護者の負担となります。これもこれまでと同じです。2号認定、3歳以上の保育認定の子供の場合は、保育料は無償化になりますが、給食費は保護者の負担となります。これまでは保育料の中に給食費が含まれた額を納付していたため、給食費として新たに負担をしていただきますということで、1号認定と同じく4,300円を負担していただくということになります。

次の86ページをお願いします。3号認定、3歳未満の保育認定の子供の場合ですけれども、①で、住民税の課税世帯は保育料が無償化にならないため、給食費を含めた保育料を負担していただきます。給食費は、保育料を合わせて納付しますので、新たに負担することはありませんということで、これまでと同じです。②で、住民税の非課税世帯は徴収免除対象者になりますので、新たに負担することはありません。

給食費の徴収免除対象者として、そこに整理をしております。以下の方は給食費の徴収が免除されますということで、年収360万円未満相当の世帯の子供、所得にかかわらず第3子以降の子供、第3号認定子ども、これは保育料の中にあらかじめ食材料費、給食費相当額が含まれているためということです。

その下に給食費の徴収イメージということでつけております。現行での保護者負担は、1号認定、3歳以上の教育に係る部分では保育料と食材費は別ということで、金額的には保育料が5,700円、給食費が4,300円を徴収しておりました。その横の2号認定の3歳以上の保育の部分では、保育料として集めていたということです。給食費については保育料に含まれていたということです。それが無償化になった後は、1号、2号、共通化で、保育料は無償化になりますので、給食費は4,300円を実費徴収させていただきますということになります。

次に、新旧対照表の説明をさせていただきます。42ページをお願いします。第2条では、用語の定義の改正内容です。今回の国基準の用語の改正にあわせて用語の改正を行うというものでございます。

次に、46ページをお願いします。46ページの第13条です。利用負担額の受領についてという規定です。先ほど説明させていただきました保育料の受領、給食費の受領に関する規定です。第13条の第1項は、利用者負担額の受領は満3歳未満の子供から支払いを受けることに限定する改正の内容です。

めくっていただきまして、47ページの第4項第3号でございます。ここは食事の提

供に要する費用を受け取ることができるという規定で、次に掲げるものを除くというものでございます。この中で、第3号のアで（ア）は1号認定、（イ）は2号認定の子供で、年収約360万円未満の子供の給食費の支払いを免除するという規定です。

次のページ、48ページのイの（ア）は1号認定で、小学校3年生までの子供から数えて第3子以降は給食費の支払いを免除するという規定です。（イ）は2号認定で、こども園等に入園している子供から数えて第3子以降は給食費の支払いを免除するという規定です。ウは、3歳未満児は給食費は保育料に含まれているため徴収しないという規定です。

次に、57ページをお願いします。57ページの第42条は、特定教育・保育施設等との連携ということで、特定地域型保育事業、これには小規模保育事業、家庭的保育事業等が含まれますが、これは必要な教育、保育が継続的に提供されるよう連携施設を確保することについての規定をするものでございます。特定地域型保育事業では、ゼロ歳児から2歳児までの保育というふうなものが主ですので、改正前は、3歳児になるときは幼稚園、こども園、保育園などの連携施設を確保することとされていましたが、今回の改正で、連携施設の確保が難しい場合は、地域型保育事業の中でも規模の大きな事業で連携施設として3歳児からの保育や代替保育等を実施できるよう確保することなどの規定を整備するものでございます。

次に、62ページをお願いします。62ページの第50条は準用規定で、特定教育・保育施設の規定を特定地域型保育事業の規定に準用して読みかえるという規定になります。

次に、66ページをお願いします。66ページの附則で、現行の第3条です。これは施設型給付費等に関する経過措置でございます。これは1号認定子どもの施設型給付費の経過措置ですので削除します。

次に、67ページです。67ページでは、第4条を第3条、第5条を第4条として、第3条はもともと小規模保育事業のC型の利用定員に関する経過措置を定めているため、表題を変更するというものです。第4条は連携施設に関する経過措置で、連携施設の確保が難しい場合でも多様な事業者の参入促進・能力活用事業というものがありますので、これは保育士OB等をその施設に巡回支援をすとか、職員を加配するというふうな補助事業です。そういうものを活用して支援することができる場合は連携施設を確保しないことができるという規定をさらに5年間延長するというものです。そのほかは、それぞれ用語等の整理と字句の修正等ですので、よろしくをお願いします。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、5枚ほどめくっていただいたところです。そこに附則があります。この条例は令和元年10月1日から施行するということです。よろしくをお願いします。

また、この条例改正に伴いまして、審議資料の68ページからの、新温泉町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則及

び84ページの、新しく規定する新温泉町立認定こども園給食費徴収金取扱要綱をつけていますので、説明をさせていただきます。

まずは、68ページからの新温泉町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則です。

この規則で町の利用者負担額、保育料を定めているため、10月1日からの保育料の無償化に伴いまして、改正を行うものでございます。

それでは、69ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。第2条は利用者負担額を定める規定で、1項では、1号認定、2号認定の利用者負担額はゼロ円とするということ、2項では、3号認定の保育料は78ページからの別表に定める額とするという規定になっております。69ページの左側の現行の一番下の附則第5項から、74ページの中段に（注）10円未満の端数は切り捨てるというところがありますが、そこまでは規則制定時の経過措置で、平成27年8月31日までの規定ですので、削除とします。その下の、今の別表第1（第2条関係）から78ページの中段、別表第2（第2条関係）の上までは1号認定の保育料の規定ですので、これも削除ということになります。その下、別表第2（第2条関係）の表で、2号認定子どもの保育料と3号認定、市町村民税非課税世帯の保育料をゼロ円とする規則改正を行うというものでございます。

次に、84ページをお願いします。新温泉町立認定こども園給食費徴収金取扱要綱について説明させていただきます。

この要綱は、先ほど説明させていただきましたとおり、3歳から5歳までは保育料が無償化となりますが、給食費については無償化の対象ではありませんので、給食費について要綱を制定して徴収するというものでございます。

第1条では趣旨ということで、1号認定、2号認定子どもの給食に要する費用の徴収金の取り扱いに関し必要な事項を定めるというものです。第2条では、対象者は1号認定子ども、2号認定子どもの保護者であること。第3条では月額4,300円であること、この額は現在徴収している額と変わりはありません。第4条では日割り計算の規定、第5条では納期限、第6条は還付についての規定を定めて給食費を徴収するというものです。この要綱も令和元年10月1日からの施行ということになります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと考え方をお聞きしたいんですけども、政府のやることですから限界はあると思いますけど、新温泉町はもともと給食費と、利用料の中にいわゆる給食費も入ってたんですね。それがたしか基本だった。今回のこういう何か保育料だけを無償化するっていうことで、給食費の、改めて徴収をすると。私自身、従来から食育っていうことで当然なこととして、家で食事をするのが当たり前だとか、ど

こだって食べるんだからという話じゃなくて、保育所は保育所としてのやっぱり子供たちを育てる、栄養価も含めて、給食を提供するっていう考え方が基本になってたと思うんですけども、それが今回こういう形で変わったということで認識はいいんでしょうか。

それで、私は何か保育無償化っていったもんですから、全てどの子ども、いわゆる給食費だけをまた徴収するっていうやなけちなやり方はしないだろうなと思っとったら、こんな感じで、意味がわからんような、看板とは偽りがあると思うんですけども、その点はどのようにお考えですか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 給食費につきましては、議員御指摘のとおり、2号認定、3号認定につきましては保育料の中に入っていました。1号認定につきましては、保育料5,700円と4,300円を、合わせて1万円ということで徴収をさせていただいていたということでございます。国の考えではあるんですけども、給食費については、やはりどこにいても昼食は食べなければいけないということもあって、徴収ということになったと思います。

ゼロ歳から2歳につきましては従来どおりという規定になっているということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許可します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、議案第78号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

そもそも保育の無償化というのは、その財源が消費税の増税分を充てるということにあります。財源が確定しない中で、このようなことをすること自体に問題があると思います。そして、先ほどの議論でもわかったとおり、保育無償化でなくて、保育料無償化と、こんな話でごまかすことは問題があると。まさに政府のやろうとしていることは看板に偽りがあると、このように考えられて仕方がないわけでありまして。こういった消費税の増税分を財源にする、これほど問題がある施策はないと考えるとこであります。その点で反対をいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。いいですか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、ないようです。

これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井 勝君） お諮りをいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は9月18日水曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後3時46分散会

---